

とくしま青少年プラン2022

令和4年3月

徳 島 県

「とくしま青少年プラン2022」の策定にあたって

青少年は「とくしま」の未来を担う大切な存在であり、その健やかな成長は、私たち県民すべての願いです。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、情報通信技術の高度化と利便性の向上、新たな感染症の流行などが社会全体に大きな変化をもたらす中、青少年をめぐる問題も、SNS利用による犯罪被害をはじめ、子どもの貧困や児童虐待、さらにはヤングケアラーなど深刻化・多様化しております。

また、SDGsの達成年次である2030年に社会の牽引役となる青少年には、地球規模の課題を自らの問題として捉え、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、革新的なイノベーションを活用しながら、未来を切り拓いていくことが期待されております。

そこで、これまで推進してきた「とくしま青少年プラン2017」を見直し、徳島県青少年健全育成審議会からの答申「青少年の健全な育成に関する基本計画のあり方」をもとに、新たに「とくしま青少年プラン2022」を策定いたしました。

徳島県では、今後、このプランに基づき、誰一人取り残さない社会に向け、困難な環境にある青少年やその家族への支援に取り組むとともに、未来を創造的に切り拓く青少年を応援し、誰もが個性や能力を伸ばしながら、成長・活躍できる「とくしま」の実現に取り組んで参ります。

県民の皆様におかれましては、このプランの趣旨をご理解いただき、徳島はもとより、日本の未来を担う青少年の健全育成に、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、このプランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました徳島県青少年健全育成審議会の委員各位をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの県民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

徳島県知事 飯泉 嘉門

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	1
4 計画が対象とする青少年の範囲	1

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化	2
（1）少子化・核家族化の進行	2
（2）デジタル社会の進展	4
（3）雇用環境の変化	6
2 青少年の意識・現状	8
（1）自己診断・自己認識	8
（2）生活の充実、将来への夢や希望	9
（3）社会に対する意識	10
（4）世代の特徴	10
（5）居場所について	11
（6）国際交流	17
（7）いじめ・不登校	17
（8）若年無業者、ひきこもり	18
（9）児童虐待	19
（10）子どもの貧困	20
（11）ヤングケアラー	20
（12）自殺	21

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	23
3 計画の施策体系	25

第4章 青少年健全育成施策の推進

1 基本目標・施策の方向

基本目標Ⅰ 全ての青少年の健やかな育成	26
施策の方向1 自己形成のための支援	26
施策の方向2 青少年の交流・体験活動等の推進	28
基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援	29
施策の方向1 相談機関の充実・強化	29
施策の方向2 困難な状況に応じた支援	30
施策の方向3 貧困問題への対応	33
基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援	34
施策の方向1 社会の形成者としての意識の醸成	34
施策の方向2 キャリア教育の推進と就労等支援の充実	35
施策の方向3 SDGs時代を生きる青少年の育成	36
施策の方向4 地域づくりで活躍する青少年の応援	38
基本目標Ⅳ 青少年の成長のための社会環境の整備	40
施策の方向1 家庭・地域の教育力の向上	40
施策の方向2 子育て支援の充実と子どもの居場所づくり	41
施策の方向3 青少年を取り巻く有害環境等への対応	43
施策の方向4 青少年の安全・安心の確保と非行防止対策の推進	43
基本目標Ⅴ 青少年の成長を支える担い手の養成・支援	45
施策の方向1 多様な担い手の養成	45
施策の方向2 青少年団体等の活動支援	46
2 施策の総合的推進体制の整備	46
計画の成果目標	48

用語解説	49
------	----

参考資料

1 「とくしま青少年プラン2022」の策定経過	55
2 徳島県青少年健全育成審議会委員名簿	56
3 徳島県青少年健全育成条例	57
4 子ども・若者育成支援推進法	66

第1章

計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。

1 計画策定の趣旨

青少年はとくしまの未来を担う大切な存在であり、その健やかな成長は、県民すべての願いです。県においては、平成28年に「とくしま青少年プラン2017」を策定し、青少年育成に関する施策の総合的な推進に努めて参りました。

青少年を取り巻く社会状況は、少子高齢化の進行、デジタル化の加速、コロナ禍を契機としたニューノーマルの形成など、大きな変化を見せています。

また、貧困、ヤングケアラー、SNSに起因する犯罪被害など、青少年をめぐる問題はより深刻さを増しており、その対応は重要かつ喫緊の課題となっています。

こうした状況やこれまでの県の取組を踏まえ、全ての青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、青少年健全育成施策の一層の推進を図るため、新たな計画「とくしま青少年プラン2022」を策定します。

2 計画の性格及び役割

- (1) 「徳島県青少年健全育成条例」第4条の5に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」とするとともに、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- (2) 本県における青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、県はもとより、市町村、家庭、学校、職場、地域などがそれぞれの立場において、また、相互に連携・協力を図りながら「県民総ぐるみ」で青少年の健全育成・支援を進めていくための指針とするものです。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画が対象とする青少年の範囲

概ね30歳までの青少年とし、円滑な社会生活を営むうえで困難を有する30歳代も対象とします。

第2章

青少年を取り巻く現状と課題

第2章の青少年を取り巻く現状と課題では、青少年育成に影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示すとともに、「とくしまの青少年に関する意識調査」から分析した青少年の現状を示しています。

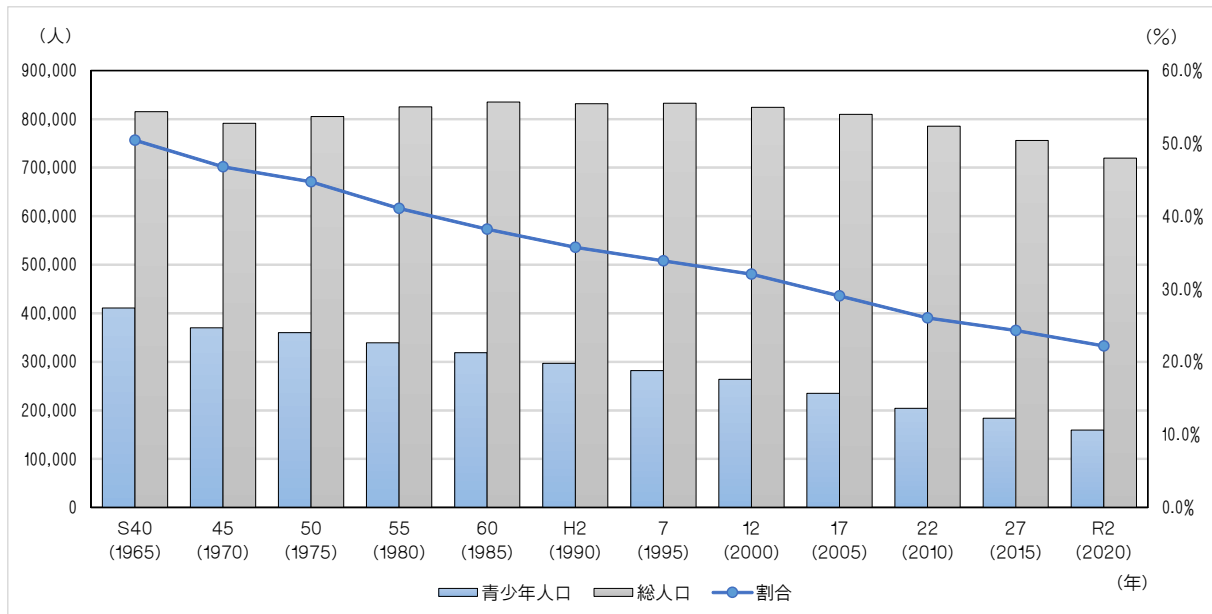
1 社会環境の変化

(1) 少子化・核家族化の進行

徳島県の人口は、昭和25～30年のピーク時には87万人を超えましたが、その後は増減を繰り返し、近年は緩やかな減少傾向にあり、令和2年10月1日現在で72万人となっています。

このうち青少年（0～29歳）の人口は16万人で、総人口に占める割合は22.2%となっています。昭和40年まで総人口の半数を占めていた青少年人口は、昭和30年以降一貫して減少しており、全国の割合（25.8%）よりも下回っています。

徳島県の総人口・青少年人口及び総人口に占める割合の推移



(単位:人、%)

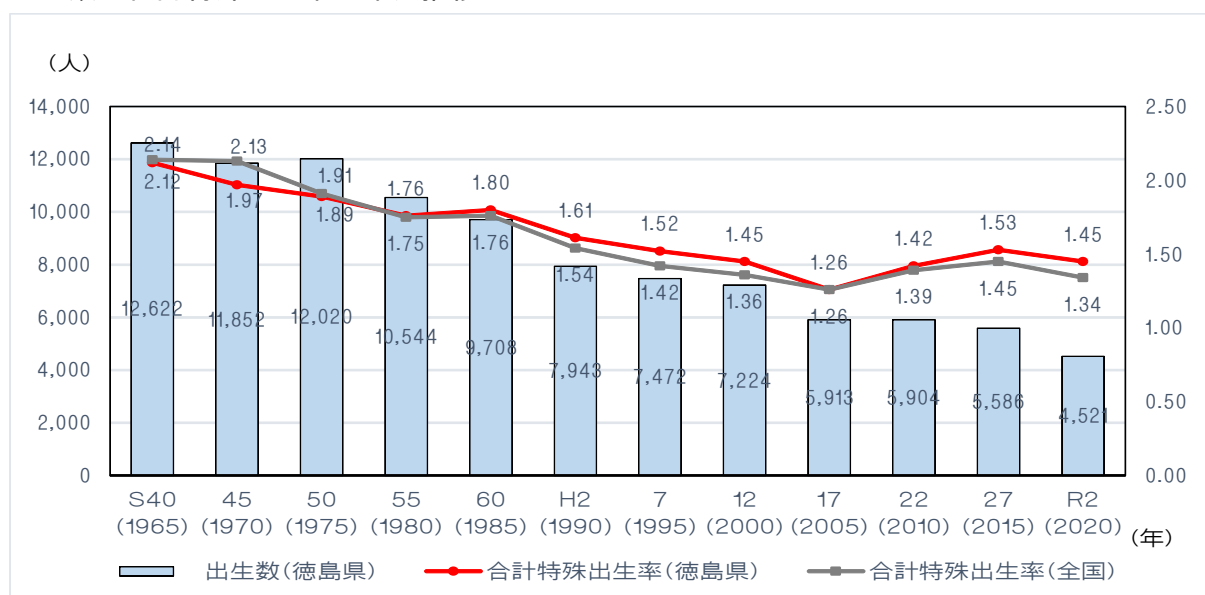
区分	S40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	H2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	R2 (2020)
青少年人口	411,000	370,000	360,000	339,000	319,000	297,000	282,000	263,937	235,290	204,461	183,749	159,661
総人口	815,115	791,111	805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	785,491	755,733	719,559
割合	50.4%	46.8%	44.7%	41.1%	38.2%	35.7%	33.9%	32.0%	29.0%	26.0%	24.3%	22.2%

資料：総務省「国勢調査」

出生数についても減少を続けており、令和元年には5千人を割り込むなど、昭和40年頃と比べて4割以下まで低下しています。合計特殊出生率（女性一人が生涯に産む子どもの推定人数）は、過去最低であった平成17年以降は全国よりも低い率で推移していましたが、平成22年から全国の率以上となり、平成27年には1.53まで回復するものの、近年は再び全国平均と同様に低下しております。また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な不安や妊娠中の感染リスクなどから、全国的に妊娠・出産を控える動きも見られ、将来的に出生数のさらなる減少につながる可能性も指摘されています。

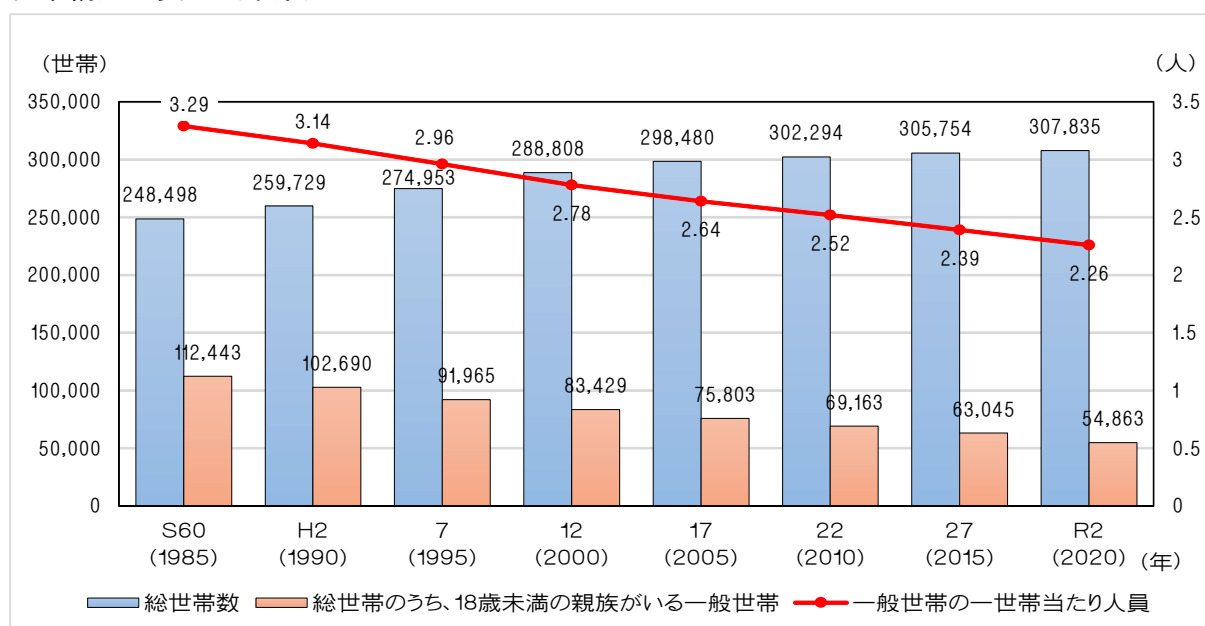
単独世帯や夫婦のみ世帯が増えることにより総世帯数が増加する一方、18歳未満のいる一般世帯数は減少を続けております。また、相対的貧困率が高いひとり親世帯の割合が増加傾向にあり、令和2年は一般世帯の9.1%、28,064世帯となっています。

出生数と合計特殊出生率の年次推移



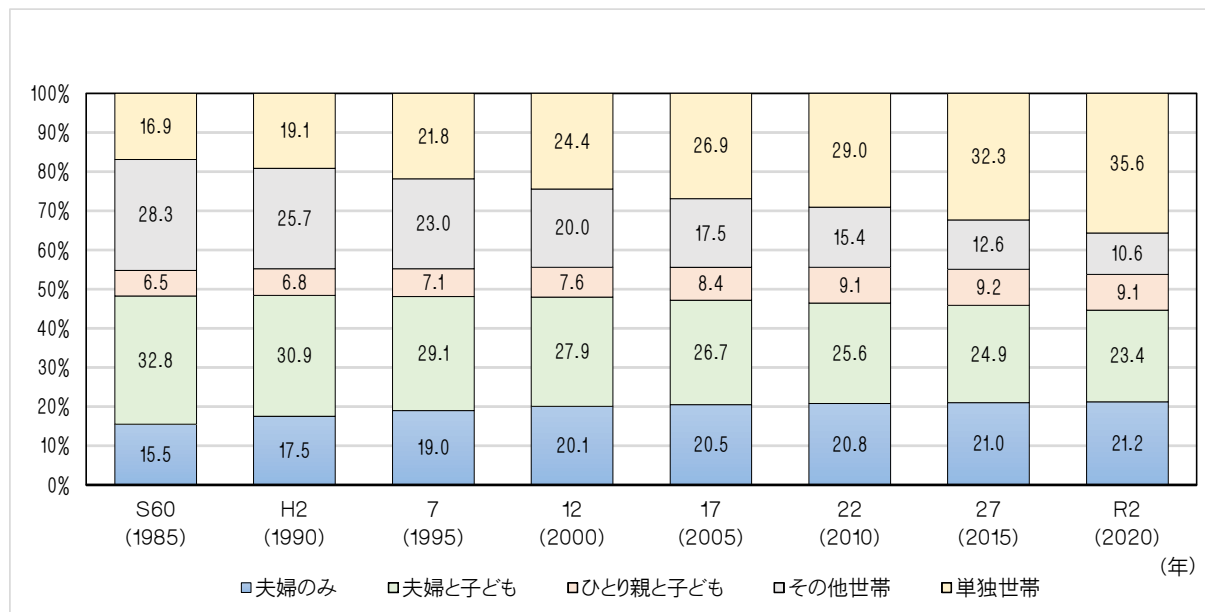
資料：厚生労働省「人口動態統計」

世帯構造の変化（本県）



資料：総務省「国勢調査」

世帯構造の変化（その2）（本県）



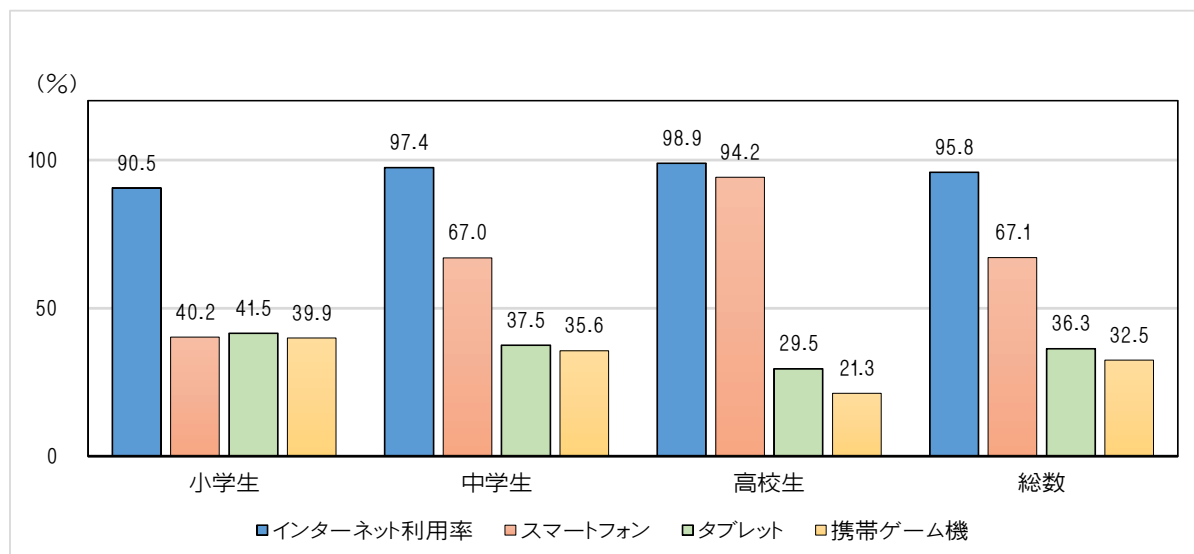
資料：総務省「国勢調査」

（2）デジタル社会の進展

5G、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットをはじめとする先端技術は、近年、急速な発展を見せております。今般のコロナ禍を契機として、テレワークやオンライン教育が普及・浸透するとともに、ニューノーマルと呼ばれるポストコロナ時代に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）があらゆる分野で実装されるなど、社会のデジタル化が加速することが期待されています。

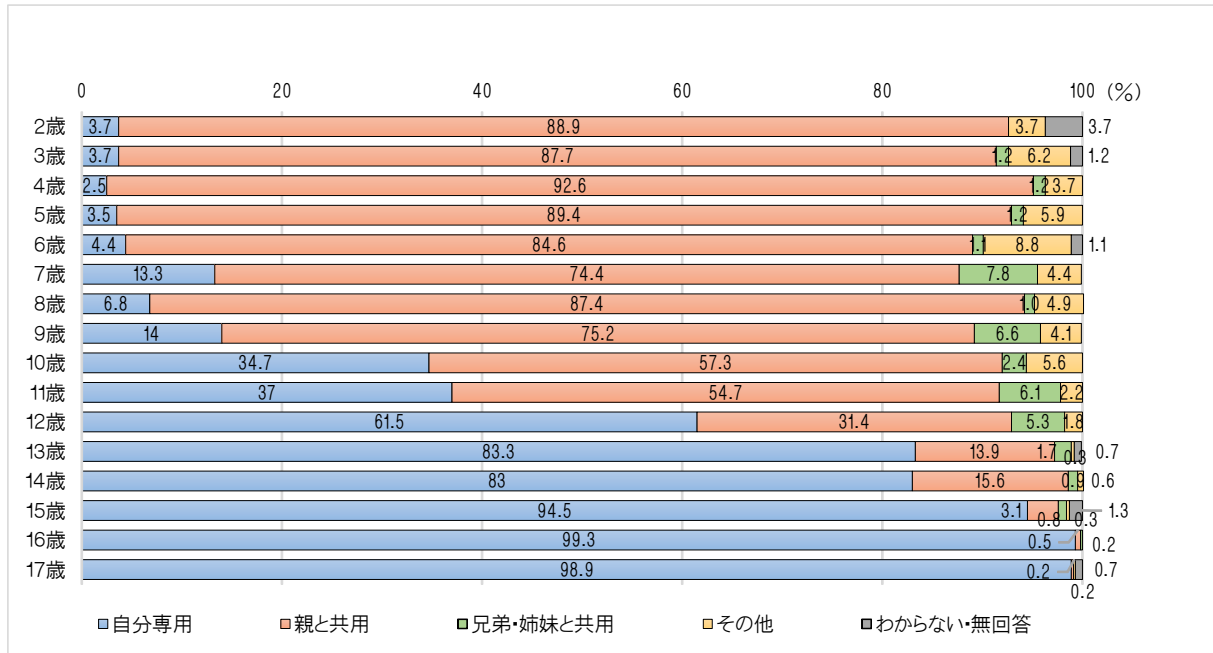
こうした中、生まれたときからスマートフォンをはじめデジタル機器が身近にある環境で育った青少年のインターネット利用率（全国）は、小学生で90.5%、中学生で97.4%、高校生では98.9%といずれも9割以上となっています。

青少年のインターネットの利用状況



資料：内閣府「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

年齢別のスマートフォンの専用率

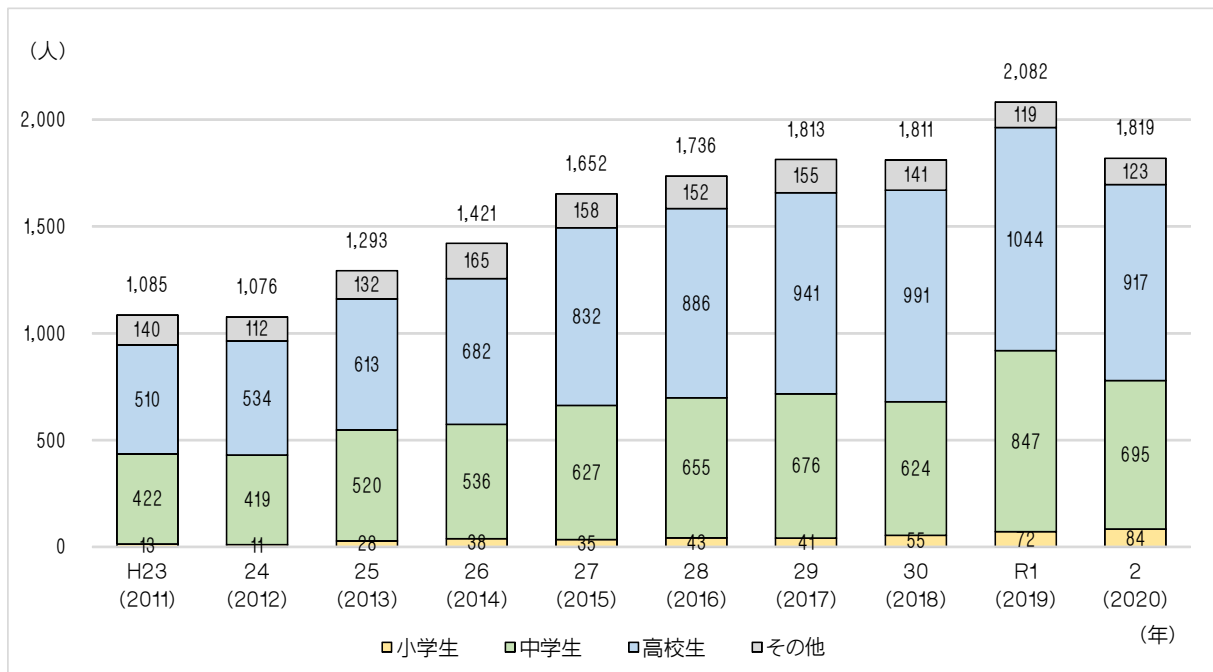


資料：内閣府「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

情報通信機器の普及や利用環境が向上する一方で、危険な有害情報へのアクセスやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを通じて、青少年が事件やトラブルに遭う機会が増大しており、SNSに起因する被害児童数は10年前（H23：1,085人）と比べて6割以上増加しています。

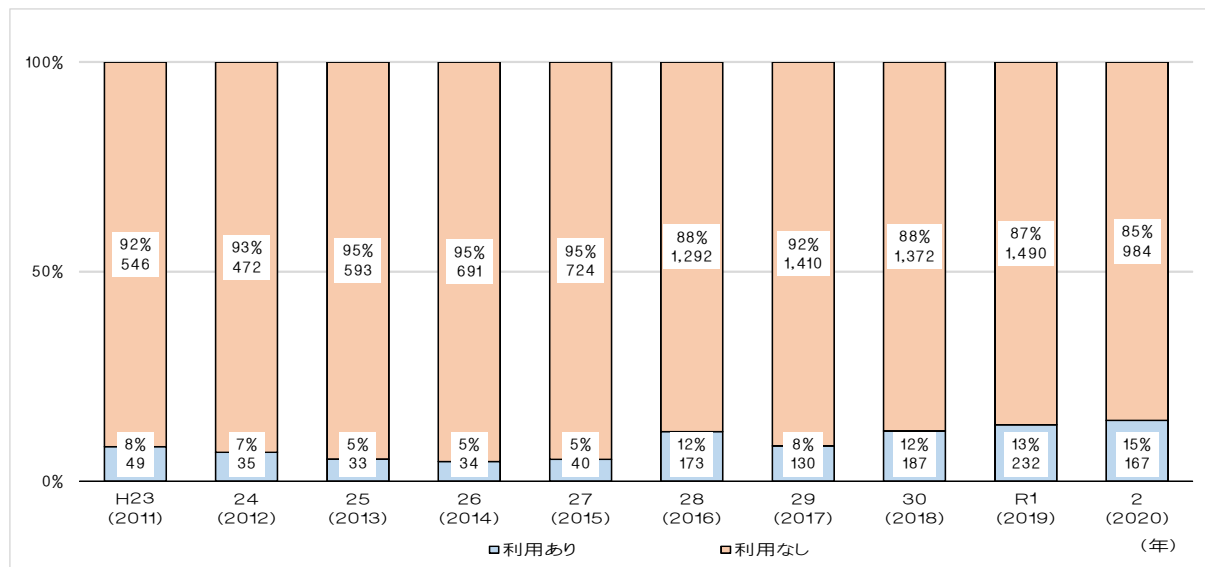
また、被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないことが分かっています。

SNSに起因する学識別の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

被害児童のフィルタリングの利用状況（全国）



資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

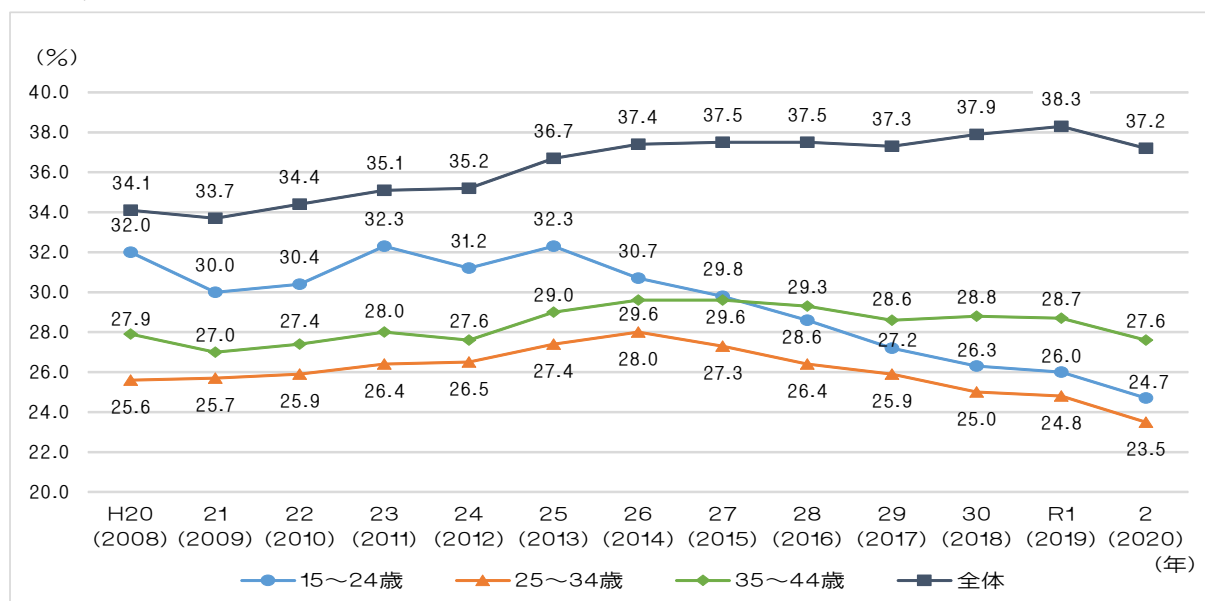
(3) 雇用環境の変化

女性、高齢者、外国人材など多様な人材が社会で活躍できる環境が整備されるに伴い、個々の事情に応じて柔軟な働き方を選択できるなど、雇用形態の多様化が進んでいます。一方で、正社員として働ける仕事が多くなかったとして、やむを得ず非正規雇用で働く25～34歳の割合は、15歳以上全体に比べて高い状況となっています。

全国の完全失業率は、平成20年に発生した世界同時不況により上昇に転じた後、再び低下しましたが、若年者の失業率は15歳以上全体に比べて高い状況となっています。

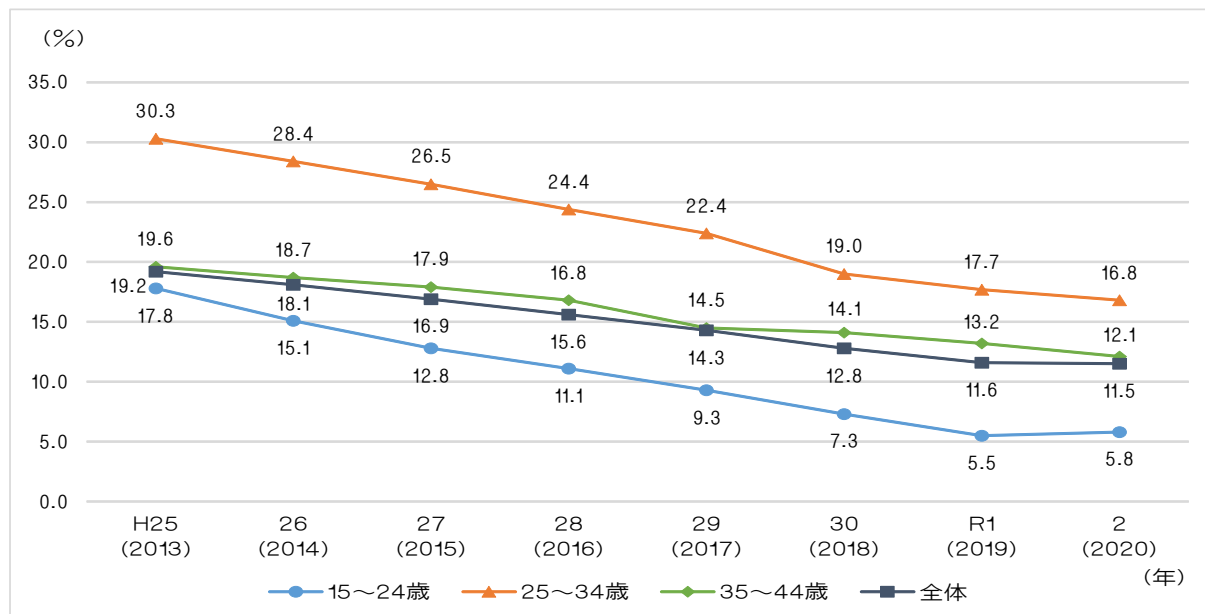
今般のコロナ禍では、日本はじめ、戦後の国際社会がこれまでに経験したことのない経済危機に見舞われました。こうした中、令和2年の状況は、完全失業率が上昇するとともに、パートタイムの雇い止め等により、非正規雇用比率が減少に転じています。

非正規雇用比率の推移（全国・年齢別）



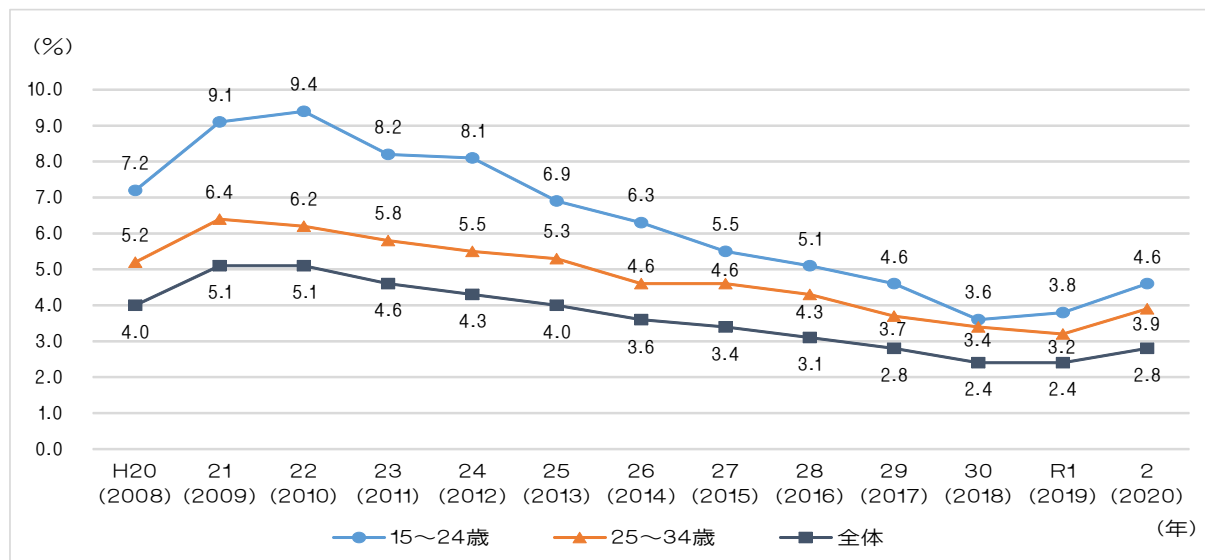
資料：総務省「労働力調査」

不本意非正規雇用者比率の推移（全国・年齢別）



資料：総務省「労働力調査」

完全失業率の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

2 青少年の意識・現状

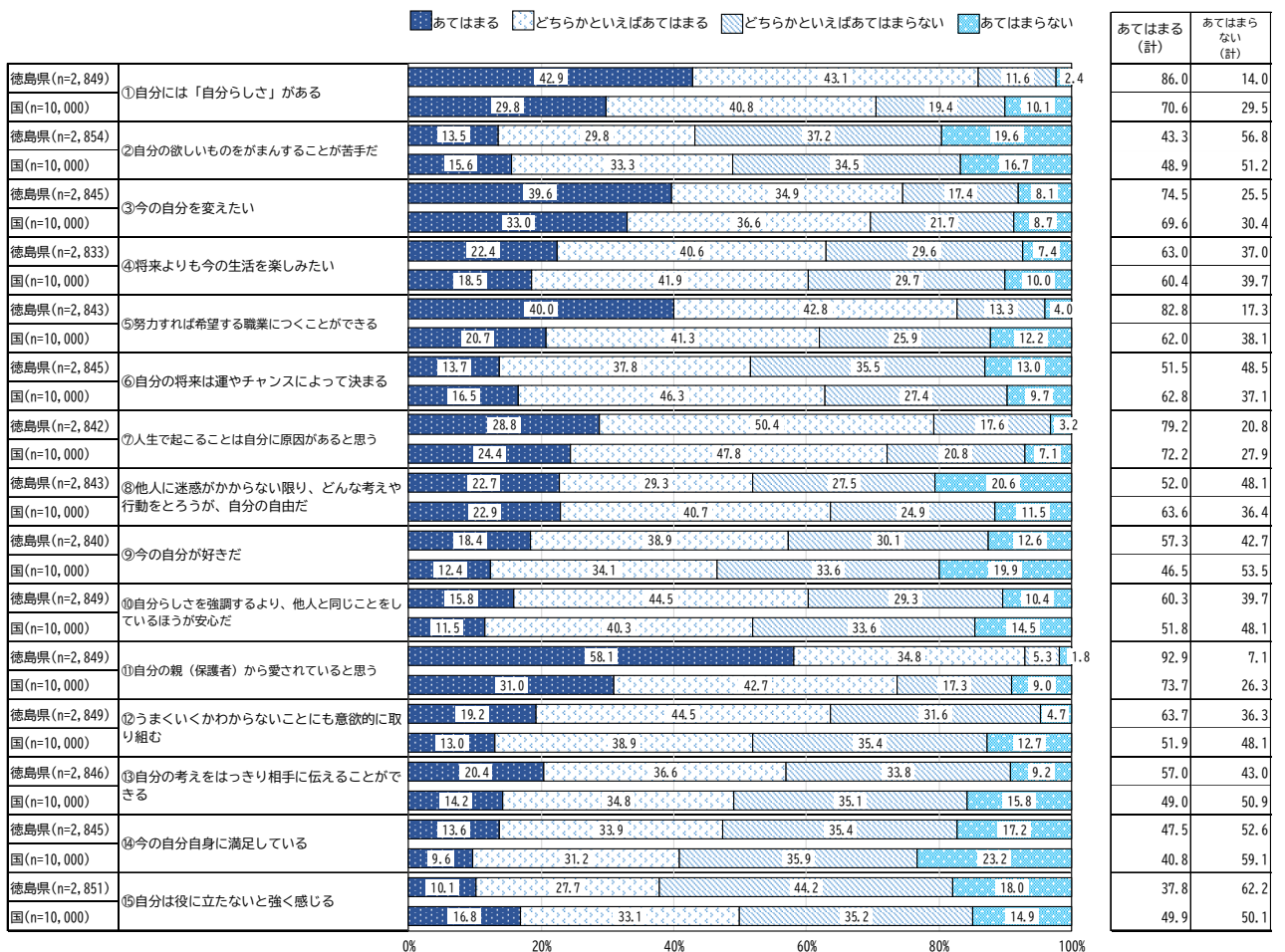
(1) 自己診断・自己認識

このたび県が実施した「とくしまの青少年に関する意識調査（以下、県調査）」と、内閣府の「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）（以下、国調査）」との比較を行ったところ、「自己肯定感（今の自分が好きだ）」、「チャレンジ精神（うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む）」など、自己診断・自己認識すべての項目で国を上回る結果となっています。

とりわけ、「努力すれば希望する職業につくことができる（徳島県：82.8%、国：62.0%）」、「自分の親（保護者）から愛されていると思う（徳島県：92.9%、国：73.7%）」では、高い割合が示されました。

一方、前回（平成28年）と今回（令和3年）の県調査（12歳～22歳）を比べると、「今の自分が好きだ（自己肯定感）」が低くなっています。（H28：63.8%、R3：56.7%）

あなた自身について（県調査と国調査の比較）



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

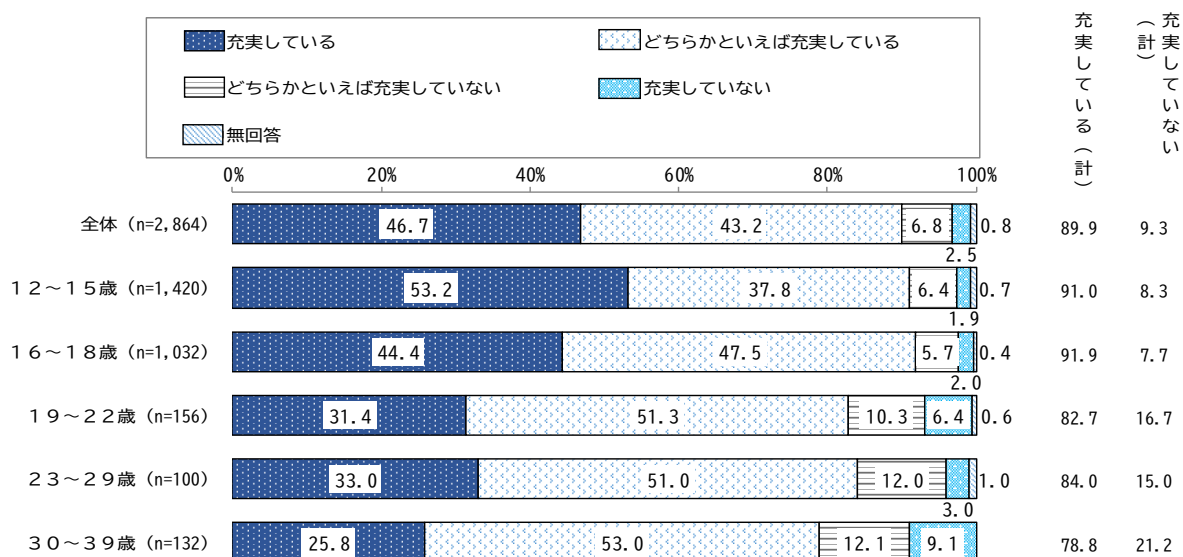
(2) 生活の充実、将来への夢や希望

今の生活が充実していると思うかについては 89.9%であり、国調査（68.9%）より高い割合を示すとともに、前回（平成 28 年）の県調査（81.6%）と比較して、8.3 ポイント増加しています。（「充実している」と「どちらかといえば充実している」の合計）

また、自分の将来について夢や希望を持っているかについては 76.9%であり、こちらも国調査（59.3%）よりも高い割合を示す一方で、前回（平成 28 年）の県調査（80.0%）と比較して、3.1 ポイント減少しています。

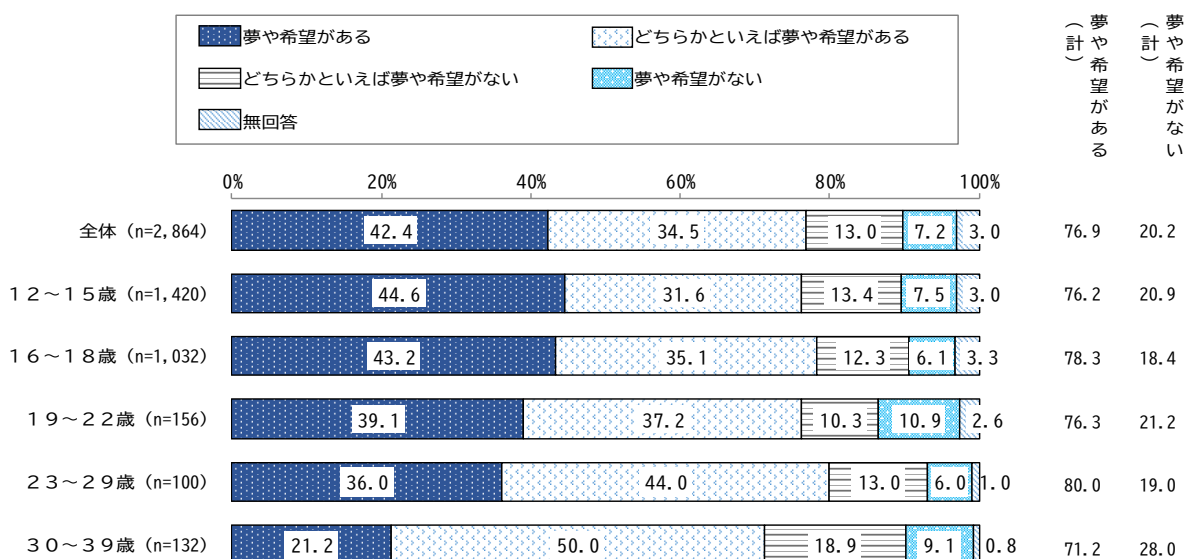
どちらも、年齢が上がるにつれて、「充実している」「夢や希望がある」は低くなり、概ね国調査と同じ傾向となっています。

生活の充実度



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

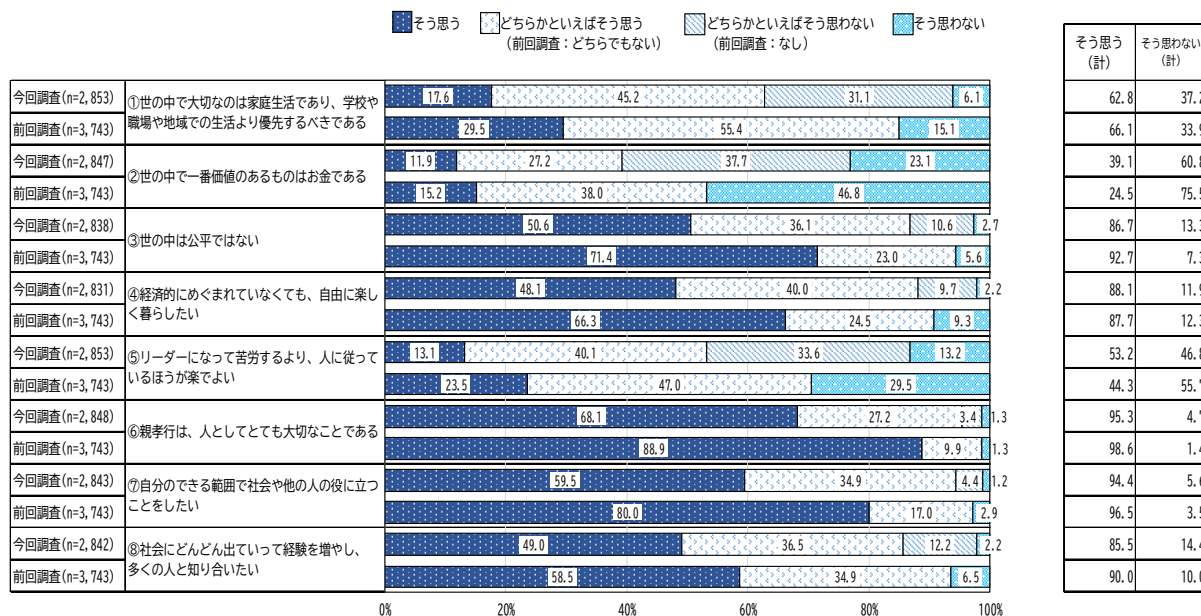
夢や希望



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

(3) 社会に対する意識

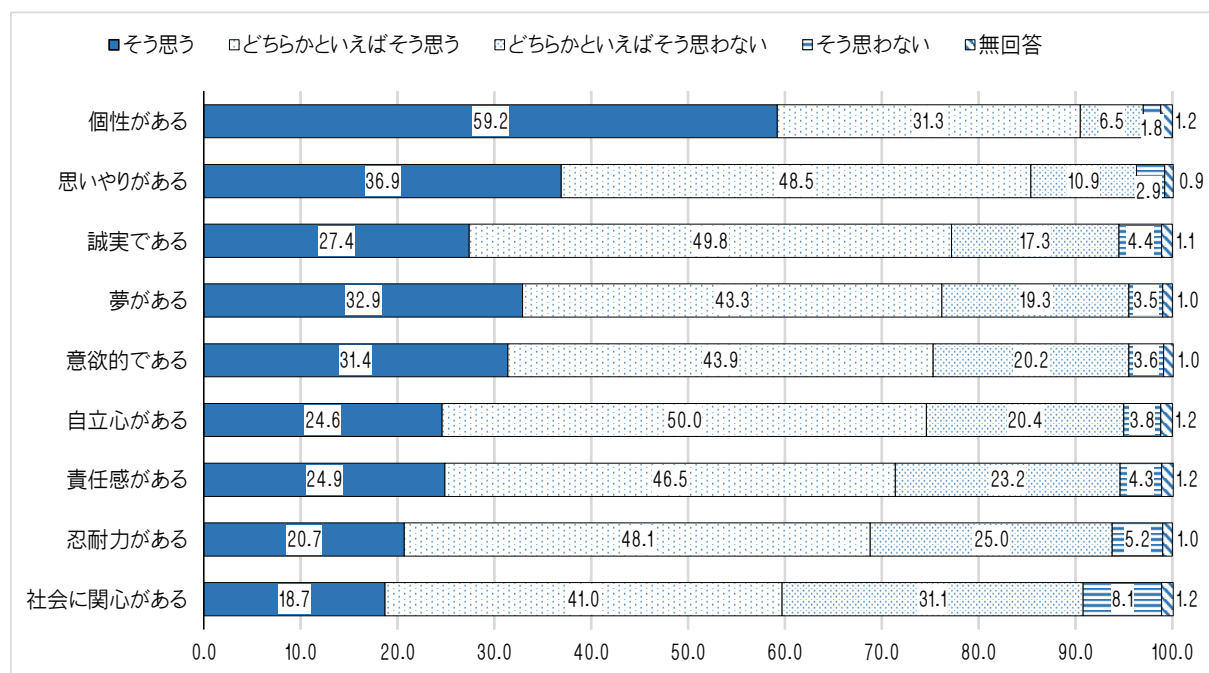
「自分のできる範囲で社会や他の人の役に立つことをしたい（94.4%）」や「社会に出ていって経験を増やし、多くの人と知り合いたい（85.5%）」については、高い割合を示しており、前回調査と同様に、社会貢献や社会参画への意識を強く持っています。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

(4) 世代の特徴

「世代の特徴」をどう思うかについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答したうち、「個性がある（90.5%）」が最も高くなっており、「自分らしさ」を大切にしたい世代の特徴が見られます。次いで「思いやりがある（85.4%）」、「誠実である（77.2%）」、「夢がある（76.2%）」となっています。

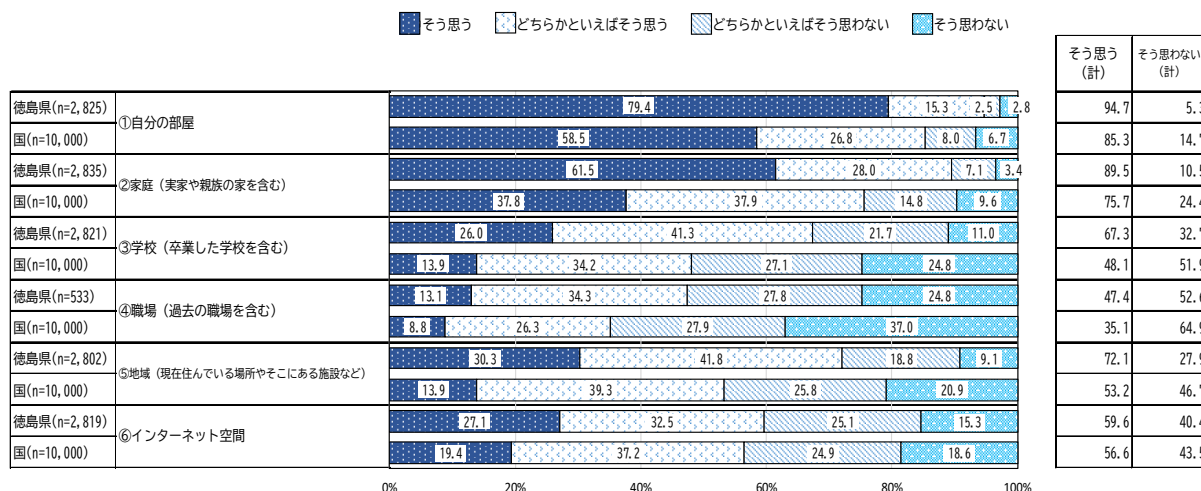


資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

(5) 居場所について

青少年がほっとできる場所、居心地の良い場所として最も高いのは、「自分の部屋(94.7%)」、次いで「家庭(実家や親族の家を含む)(89.5%)」、「地域(現在住んでいる場所やそこにある施設など)(72.1%)」となっています。

スマートフォンをはじめ情報通信機器の急速な普及や、アプリケーションを通じた多様なサービスの出現に伴い、その存在感が大きくなっている「インターネット空間」についても59.6%となっており、国調査(56.6%)とほぼ同じ傾向となっています。

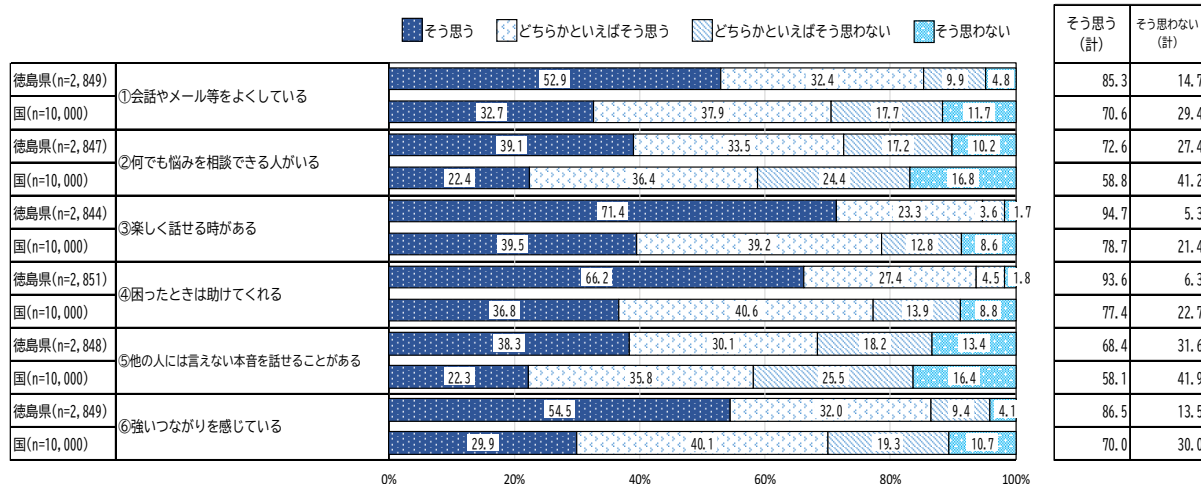


資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

①各居場所でのかわり

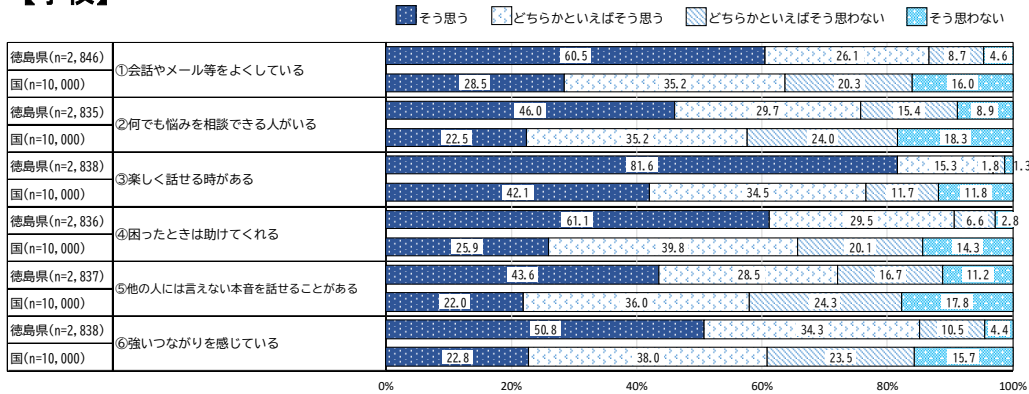
「家族・親族」、「学校」では、他の居場所に比べて、「何でも悩みを相談できる人がいる(家族・親族72.6%、学校75.7%)」、「困ったときは助けてくれる(家族・親族93.6%、学校90.6%)」の「そう思う(計)」が高い割合を示しており、「強いつながりを感じている(信頼関係)」については、両方とも8割を超えています。

【家族・親族】



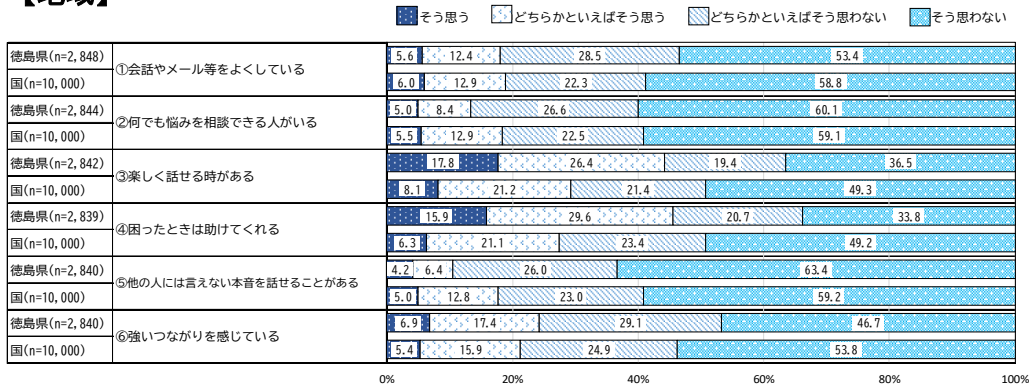
資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

【学校】



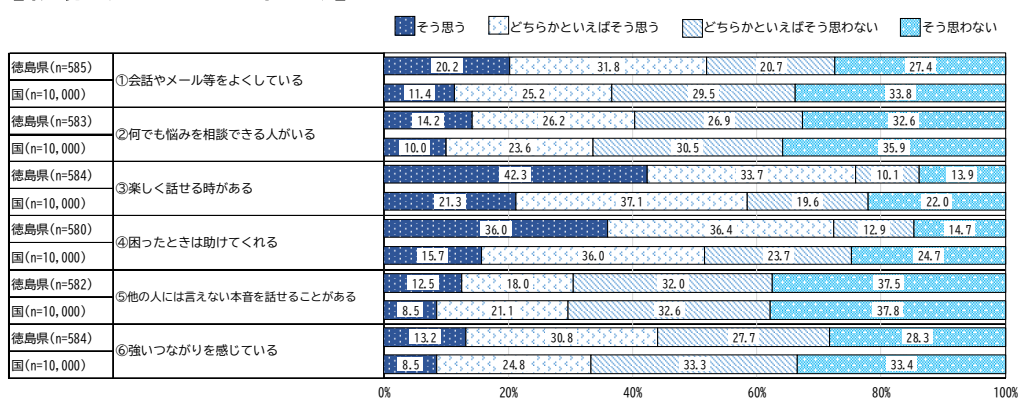
そう思う (計)	そう思わない (計)
86.6	13.3
63.7	36.3
75.7	24.3
57.7	42.3
96.9	3.1
76.6	23.5
90.6	9.4
65.7	34.4
72.1	27.9
58.0	42.1
85.1	14.9
60.8	39.2

【地域】



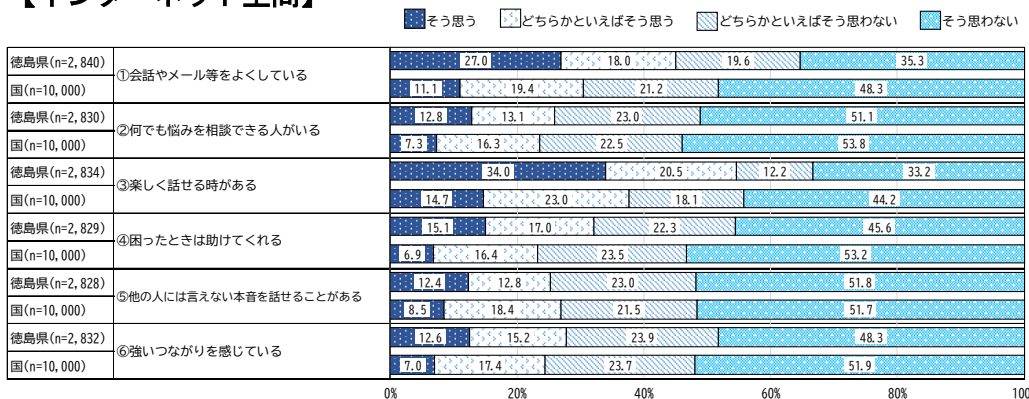
そう思う (計)	そう思わない (計)
18.0	81.9
18.9	81.1
13.4	86.7
18.4	81.6
44.2	55.9
29.3	70.7
45.5	54.5
27.4	72.6
10.6	89.4
17.8	82.2
24.3	75.8
21.3	78.7

【職場 (アルバイト含む)】



そう思う (計)	そう思わない (計)
52.0	48.1
36.6	63.3
40.4	59.5
33.6	66.4
76.0	24.0
58.4	41.6
72.4	27.6
51.7	48.4
30.5	69.5
29.6	70.4
44.0	56.0
33.3	66.7

【インターネット空間】

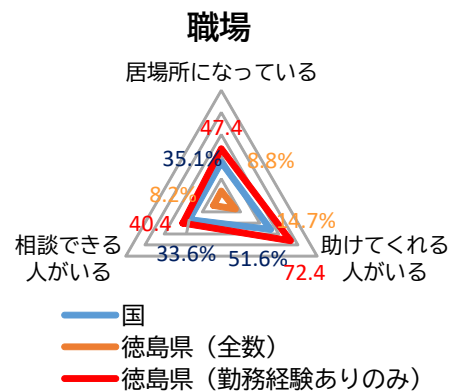
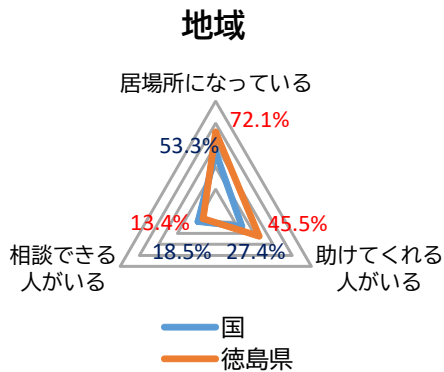
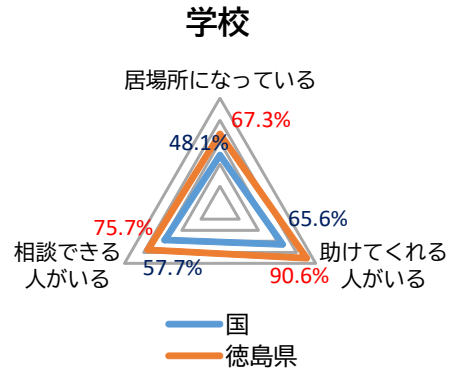
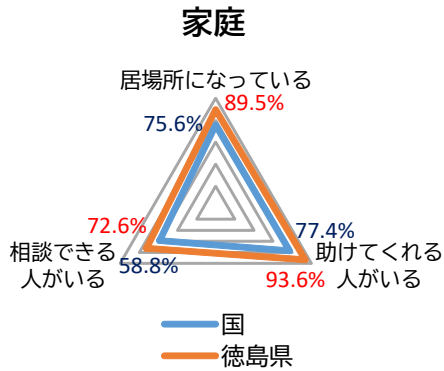


そう思う (計)	そう思わない (計)
45.0	54.9
30.5	69.5
25.9	74.1
23.6	76.3
54.5	45.4
37.7	62.3
32.1	67.9
23.3	76.7
25.2	74.8
26.9	73.2
27.8	72.2
24.4	75.6

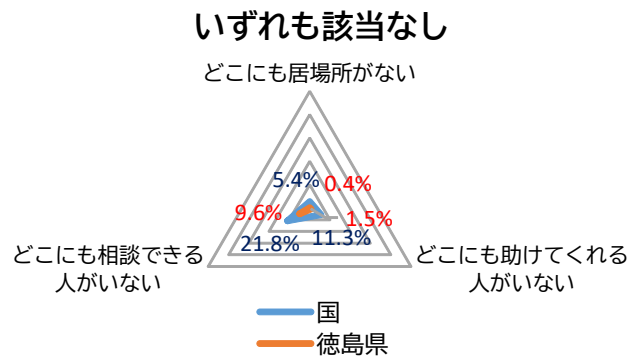
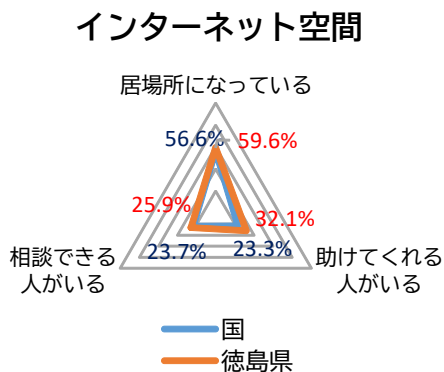
資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

②場ごとの認識

「家庭」や「学校」については、国調査に比べて居場所・相談できる人・助けてくれる人、いずれも高い割合となっている。「いずれも該当なし」については、国調査よりも割合は低く、相談できる人の割合は高くなっています。



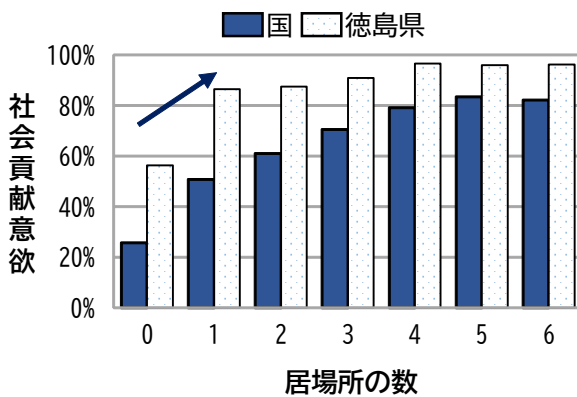
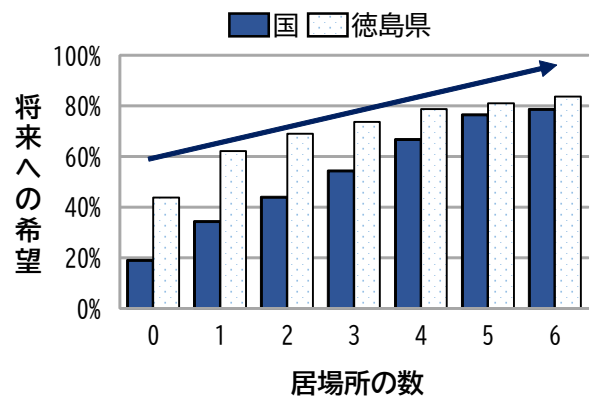
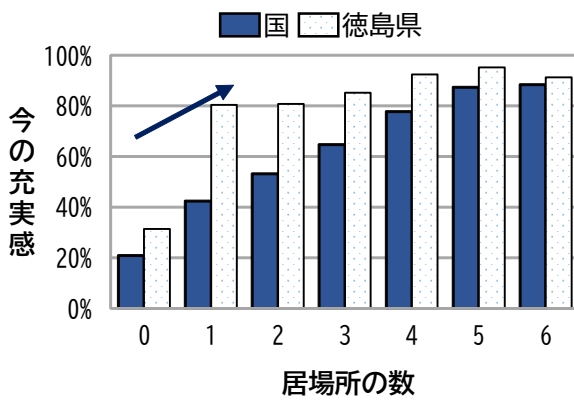
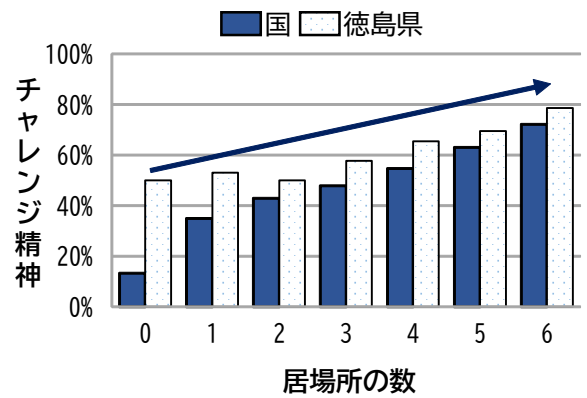
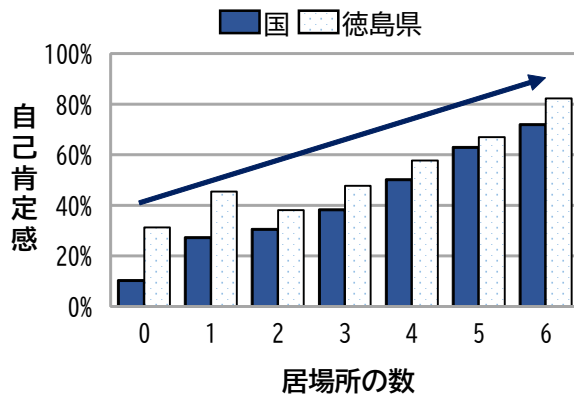
※国は全数で割合を算出しているが、国調査に比べて学生の割合が高いため、参考に勤務経験がある方だけの割合も示している。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

③居場所の数と自己認識の関係

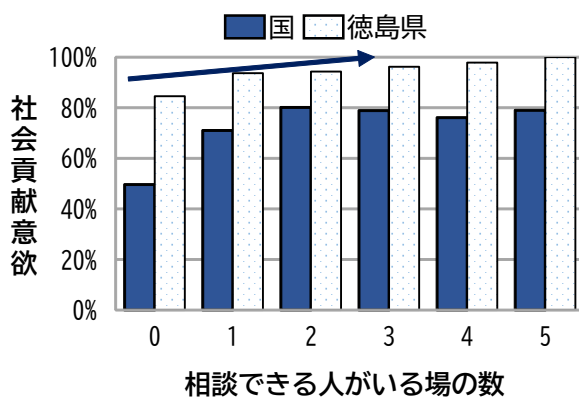
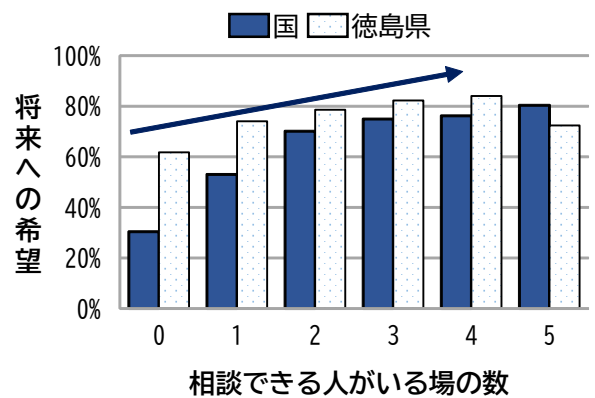
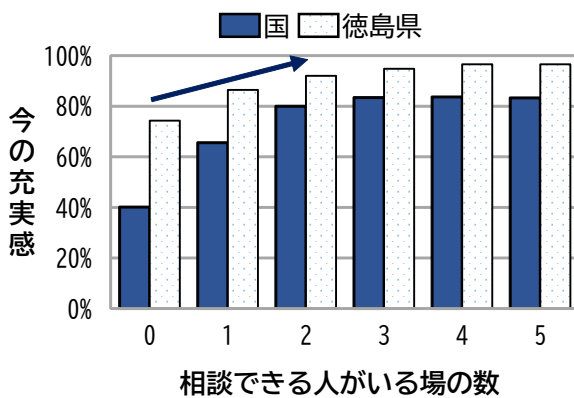
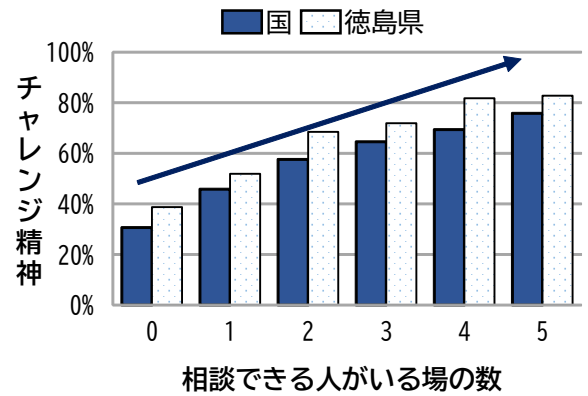
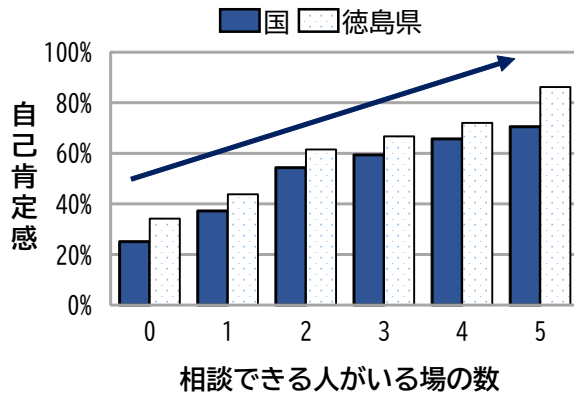
居場所（自室、家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の向きさは、一部項目で国調査ほど顕著ではないものの、徳島県においても概ね相関がみられます。また、「今の充実感」や「社会貢献意欲」では、居場所がない人と、居場所がある人（1以上の人）で大きな差がみられます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

④相談できる人がいる場の数と自己認識の関係

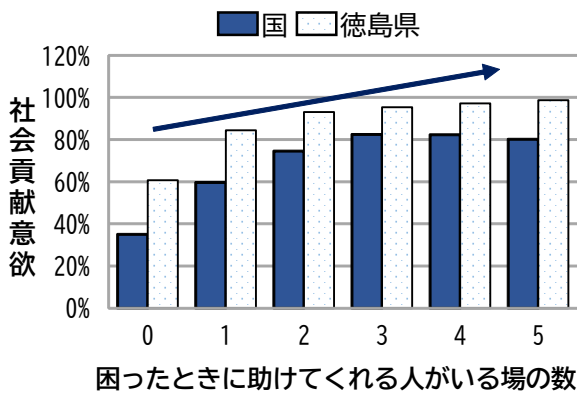
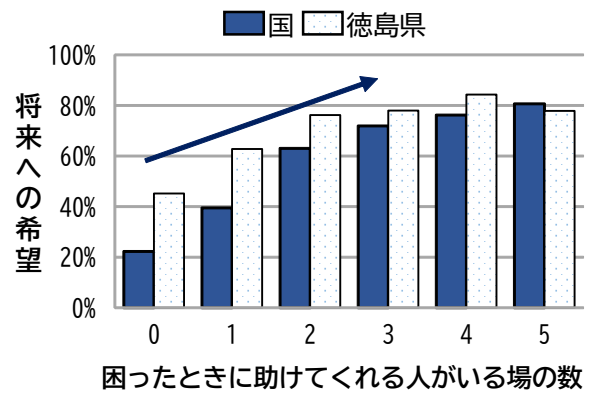
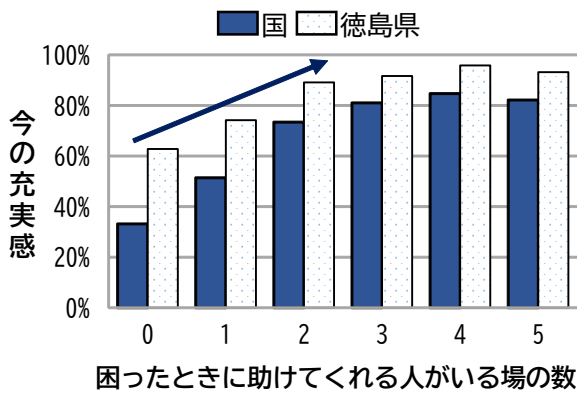
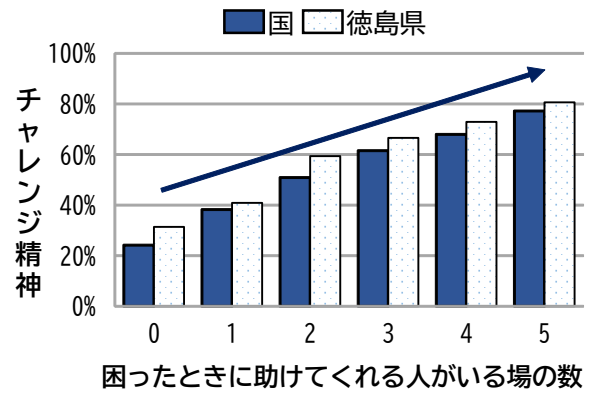
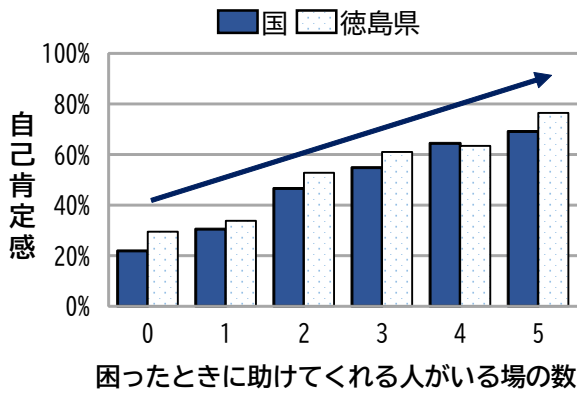
相談できる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の向ききは、国調査と同様、徳島県においても概ね相関がみられます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

⑤困ったときに助けてくれる人がいる場の数と自己認識の関係

困ったときに助けてくれる人がいる場（家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、国調査と同様、徳島県においても概ね相関がみられます。



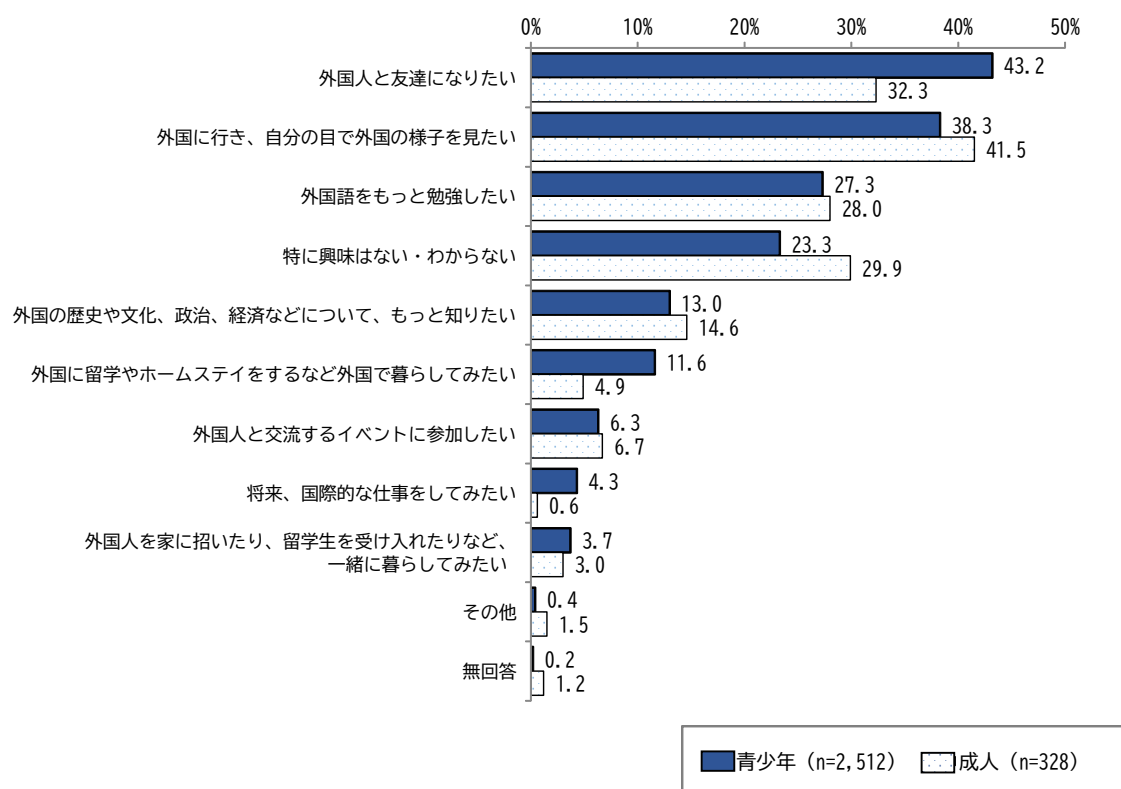
資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」
内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」

(6) 国際交流

SDGs達成の中核的な役割を担う青少年には、国内外の様々な分野でリーダーシップを発揮することが期待されています。そのためには、多様な文化や価値観を持つ人々との共生をはじめ、異文化への理解や国際感覚の醸成を図る必要があります。

また、コロナ禍で国境をまたぐ移動に制約がある中でも、国際交流の灯を絶やすことなく、ニューノーマルに対応した交流体験や異文化との出会いの場の提供が求められます。

県調査では、国際交流について、「外国人と友達になりたい」と回答した者が最も多く、次いで「外国に行き、自分の目で外国の様子を見たい」が続くなど、自ら行動し、多様性に触れることで視野を広げたいと考えている青少年の意識がうかがえます。



資料：「令和3年度とくしまの青少年に関する意識調査」

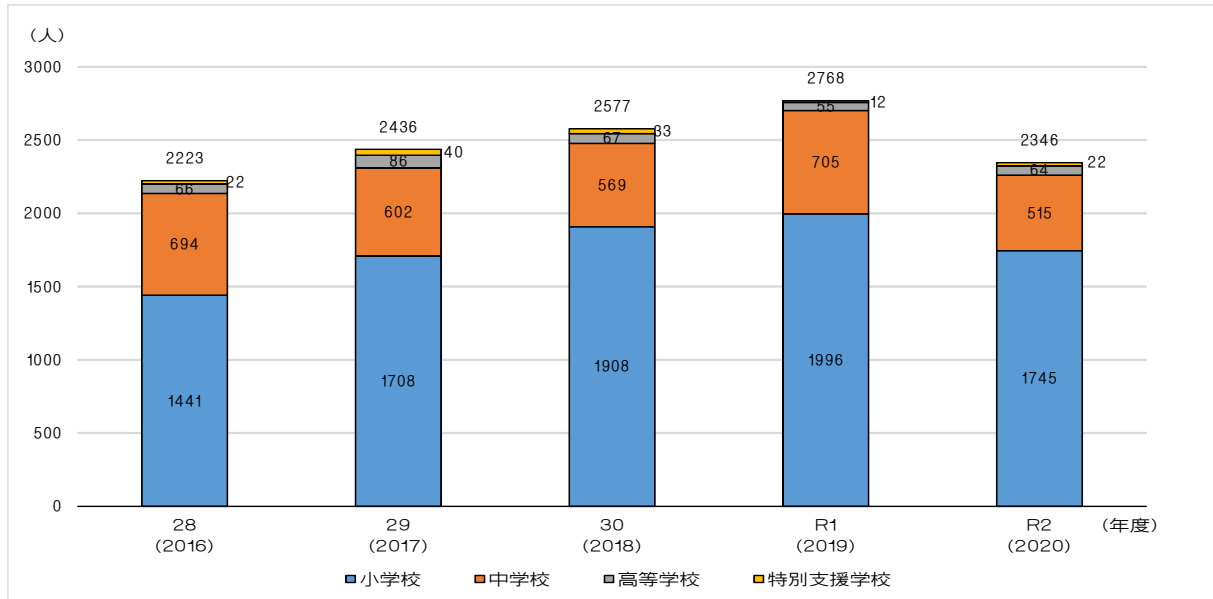
(7) いじめ・不登校

本県のいじめの認知件数は、令和2年度は2,346件で、前年度（令和元年度）に比べ422件減少しました。コロナ禍で学校行事などの活動が制限され、子ども同士が関わり合う機会が減ったことが要因と考えられます。

なお、認知されたいじめについては、早期対応により約92%が解消されております。

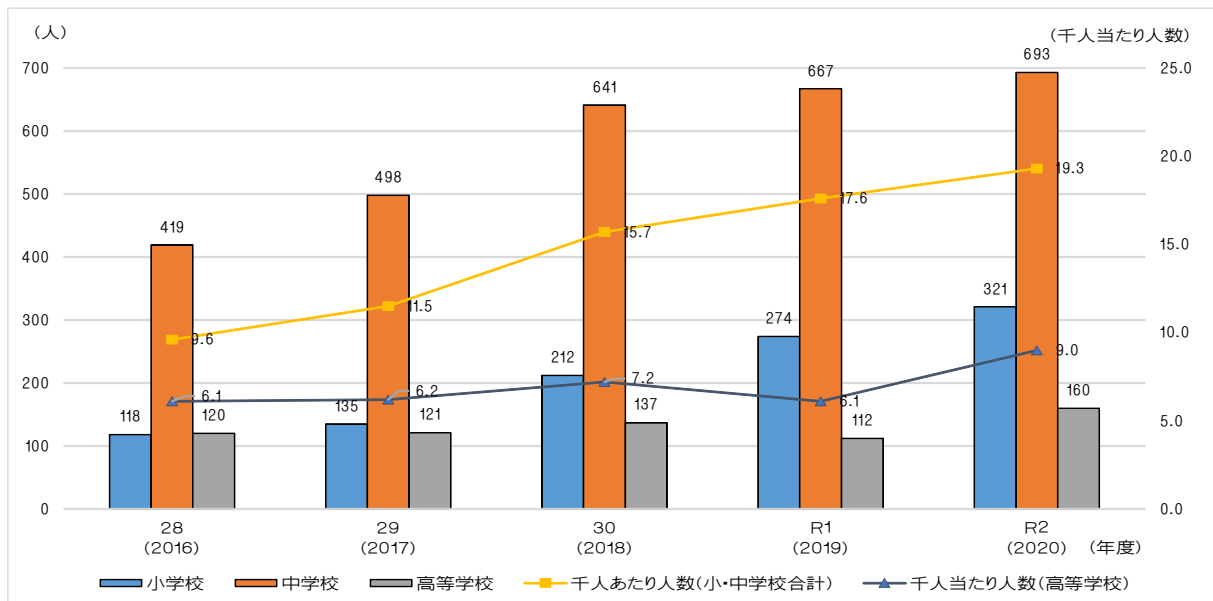
一方、本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度は1,174人となっています。本県の小・中学校及び高等学校における千人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校19.3人、高等学校9.0人と全国平均（小・中学校20.5人、高等学校13.9人）を下回っていますが、引き続き不登校の解消に取り組む必要があります。

いじめの認知件数の推移（徳島県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒数の推移（徳島県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

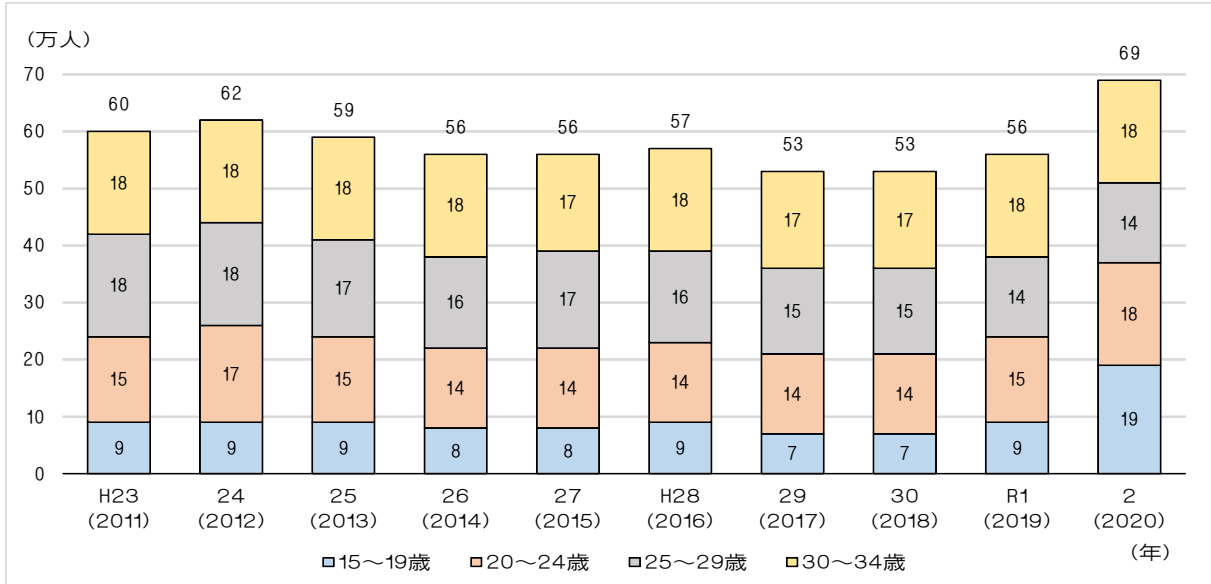
(8) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

全国の若年無業者（15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年以降、60万人前後で推移し、ここ数年は減少傾向にありましたが、令和2年は69万人と、前年比2割以上の増加となっています。

全国のひきこもりの状態にある若者（15歳～39歳で「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する者）の推計数は、平成27年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」によると、54.1万人と推計されています。

また、本県が令和元年に県内の民生委員・児童委員を対象に実施した調査では、ひきこもりに該当すると思われる方は 550 人となっています。この人数は、本県の 15 歳以上人口割合で約 0.09%となります。

若年無業者数の推移（全国）

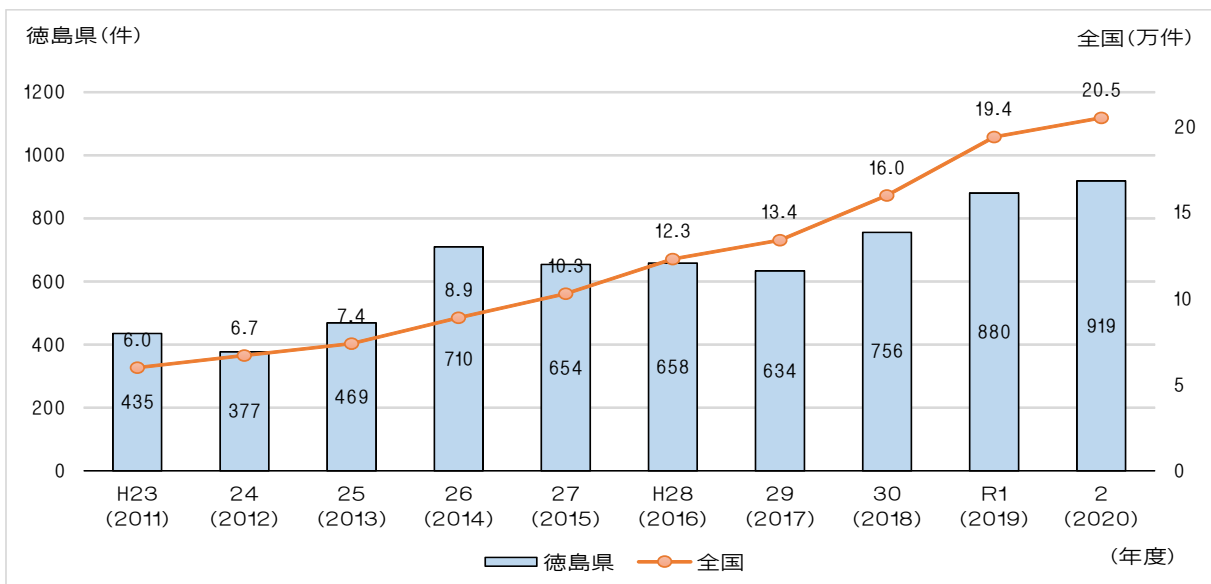


資料：総務省「労働力調査」(注)若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

(9) 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、令和2年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応の件数は205,029件(速報値)で、前年度に比べ11,249件(5.8%)増加し、過去最多となっています。県内は919件で、前年度に比べ39件(4.4%)増加するなど、平成30年度以降、毎年度、過去最多を上回る状況です。虐待の種別では、心理的虐待が46.9%と最も多くなっています。

児童虐待相談対応件数の推移（徳島県・全国）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

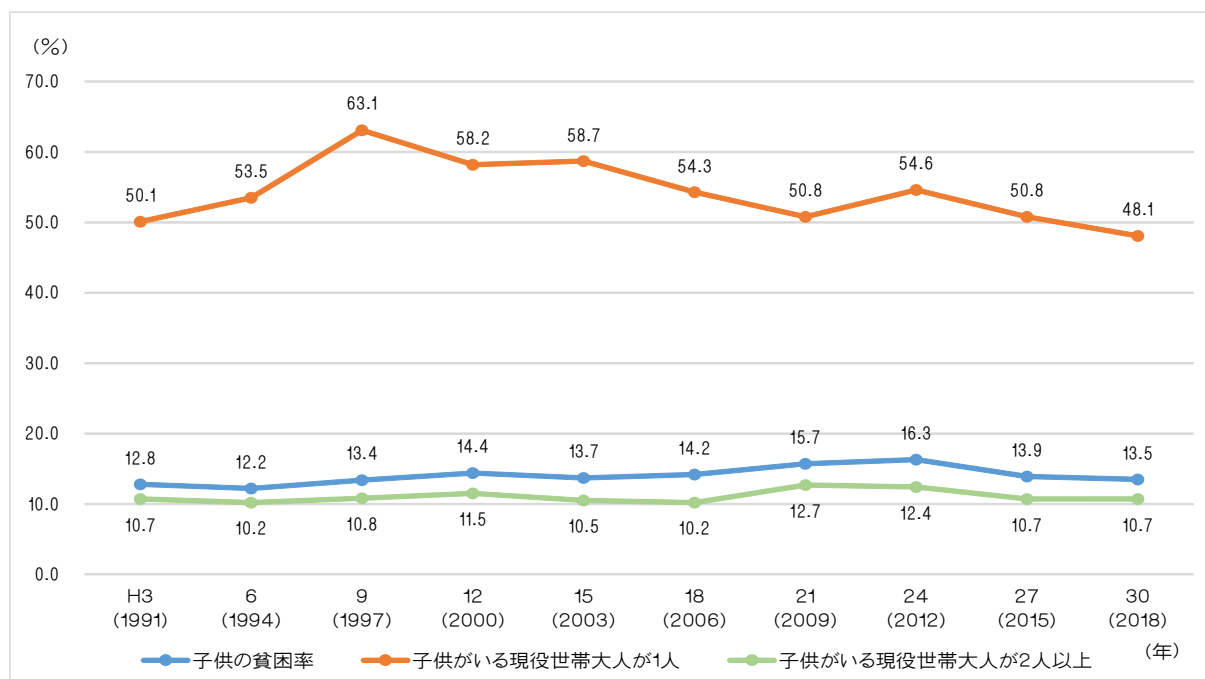
(10) 子どもの貧困

我が国における子どもの貧困率は平成6年頃から上昇し、平成24年には過去最高の16.3%（子どもの約6人に1人の割合）に達した後、減少に転じているが、平成30年時点で13.5%（子どもの約7人に1人の割合）と、以前高い水準となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が48.1%と、大人が2人以上いる世帯の10.7%に比べて非常に高い水準となっています。

本県における母子世帯の平均年収は260万円、父子世帯の平均年収は294万円となっており、全世帯の1世帯当たり平均所得金額（全国）である552.3万円と比較すると、母子世帯で47%、父子世帯で53%となっています。

貧困率の年次推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満の世帯、大人：18歳以上、子供：18歳未満

(11) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもを指し、国における初の実態調査の結果（令和3年3月）では、「世話をしている家族がいる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、高校2年生が4.1%となっています。世話をしている対象は、きょうだいが多く、次いで父母、祖父母と続いています。

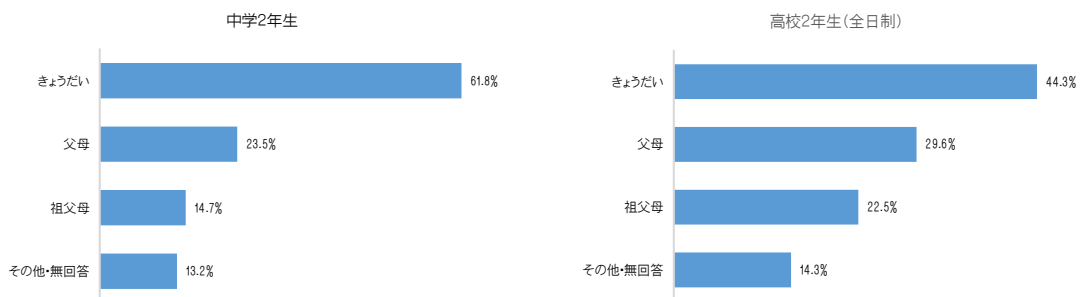
また、「世話をしているためにできないこと」については、「自分の時間がとれない」が中学2年生で20.1%、高校2年生で16.6%、「宿題や勉強の時間がとれない」が中学2年生で16.0%、高校2年生で13.0%となっています。

背景には、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が指摘されるとともに、ヤングケアラーは、その過重な負担により、心身の健康や進学、就職活動に困難を抱えてしまうといった課題があり、早期発見・支援につなげる取組が求められます。

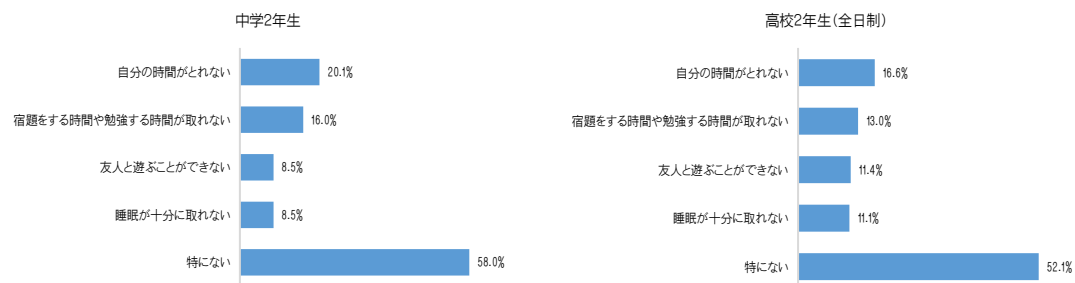
世話をしている家族が「いる」



世話をしている家族



世話をしているために、やりたいけれどできていないこと



資料：厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和3年3月）」

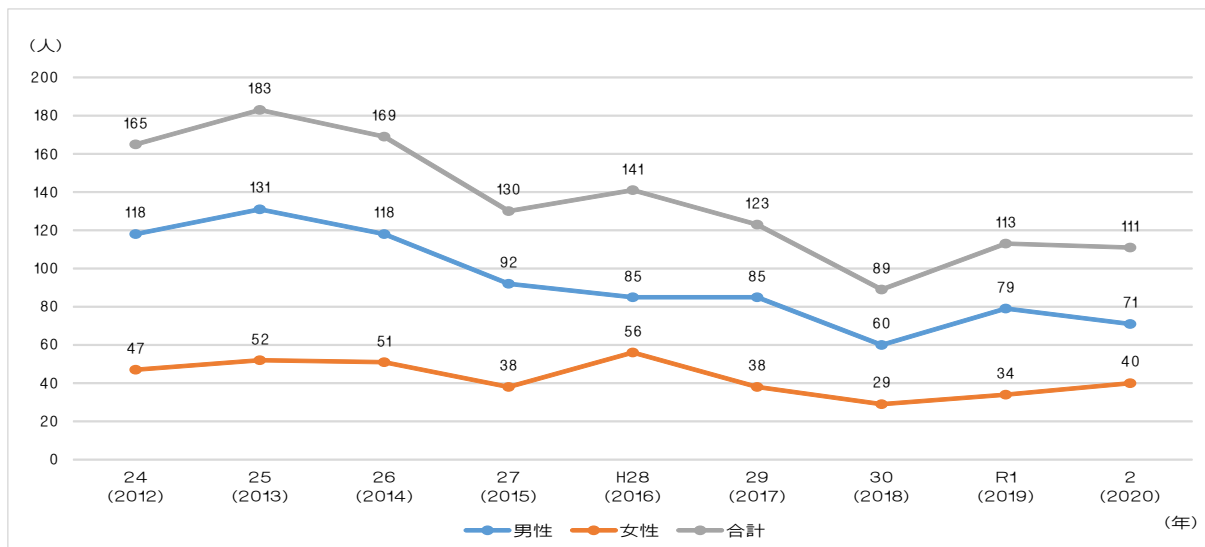
(12) 自殺

本県における自殺者数は、平成20年の202人をピークに、減少傾向にあるものの、令和2年は111人となり、未だに100人を超す方が自らの命を絶っている状況にあります。

また、令和3年版自殺対策白書による全国状況（令和元年）では、15～39歳の若年層における死因の1位が自殺という、深刻な状況が続いています。

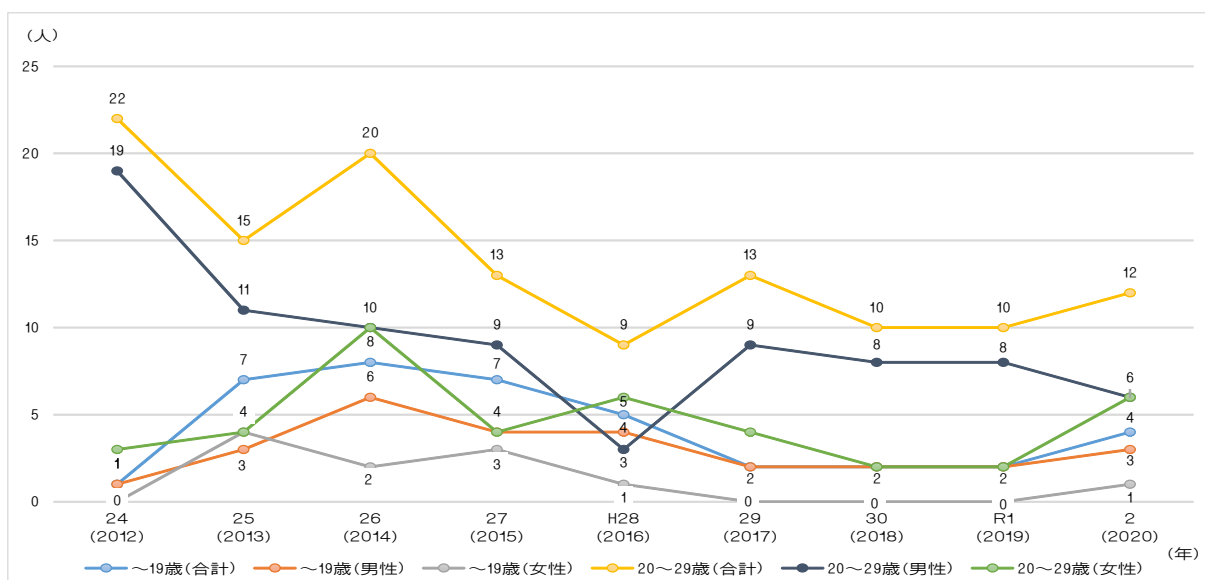
さらに、全国では、令和2年における児童生徒の自殺者数が過去最多の499人（前年比100人増）に上っており、特に高校生の女子生徒は80人から140人へと著しく増加しています。背景として、新型コロナウイルス感染症の拡大による家庭や学校の環境変化などの影響も指摘されており、自殺予防対策の一層の推進を図る必要があります。

自殺者数（全体・男女別）の推移（徳島県）



資料：警察庁・徳島県警データ

自殺者数（年齢・男女別）の推移（徳島県）



資料：警察庁・徳島県警データ

令和元年における死因順位別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率・構成割合（全国）

総数

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	悪性新生物	98	1.9	23.0	自殺	90	1.7	21.1	不慮の事故	53	1.0	12.4
15～19歳	自殺	563	9.9	47.8	不慮の事故	204	3.6	17.3	悪性新生物	126	2.2	10.7
20～24歳	自殺	1,040	17.4	50.9	不慮の事故	311	5.2	15.2	悪性新生物	158	2.7	7.7
25～29歳	自殺	989	16.9	48.1	悪性新生物	246	4.2	12.0	不慮の事故	223	3.8	10.9
30～34歳	自殺	1,145	17.7	38.4	悪性新生物	512	7.9	17.2	不慮の事故	259	4.0	8.7
35～39歳	自殺	1,287	17.6	28.7	悪性新生物	1,091	14.9	24.4	心疾患	409	5.6	9.1
40～44歳	悪性新生物	2,238	26.2	28.6	自殺	1,498	17.5	19.2	心疾患	846	9.9	10.8
45～49歳	悪性新生物	4,719	49.0	33.6	自殺	1,825	18.9	13.0	心疾患	1,699	17.6	12.1
50～54歳	悪性新生物	7,254	86.1	37.1	心疾患	2,572	30.5	13.2	自殺	1,748	20.7	8.9
55～59歳	悪性新生物	11,738	154.3	42.9	心疾患	3,461	45.5	12.6	脳血管疾患	2,016	26.5	7.4
60～64歳	悪性新生物	19,308	259.1	45.8	心疾患	5,329	71.5	12.6	脳血管疾患	2,924	39.2	6.9

資料：「令和3年版自殺対策白書」

第3章

計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県青少年健全育成条例、子供・若者育成支援推進大綱、さらに「『未知への挑戦』とくしま行動計画」を踏まえた青少年育成の基本理念を示すとともに、基本理念実現のための基本目標や計画の体系を示しています。

1 計画の基本理念

変化の激しい社会にあっても、誰ひとり取り残さない社会に向け、困難な環境にある青少年やその家族への支援に取り組むとともに、創造的な未来を切り拓く青少年を応援し、誰もが個性や能力を伸ばしながら、成長・活躍できる「とくしま」の実現を目指すという考えに基づき、計画の基本理念を次のとおりとします。

未来に向かって挑戦し、成長・活躍できる「とくしま」の実現

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 全ての青少年の健やかな育成

青少年が豊かな人間性や社会性を身に付け、心身ともに健康で、自立した個人として健やかに成長できるよう支援します。

また、自己肯定感やチャレンジ精神を育むため、道徳教育や体験活動の推進を図るとともに、青少年が主体的に活動し、未来を切り拓くための交流拠点として、徳島県青少年センターの機能充実を図ります。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

自殺、虐待、貧困、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー、差別等への対策の充実を図るとともに、様々な機関や関係団体がネットワークを形成し、本人やその家族に対し、それぞれの専門性を活かしながら、きめ細やかで継続的な支援を行います。

また、青少年が抱える問題の複雑化・多様化に対応するため、相談機能の充実・強化を図り、適切かつ効果的な支援に繋がります。

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

SDGsの達成年次である2030年に社会の牽引役となる青少年が、地球規模の課題を自らの問題として捉え、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、革新的なイノベーションを活用しながら、未来を切り拓いていくことができるよう応援します。

また、コロナ禍で高まる若者世代の地方回帰の流れを加速させ、魅力と活力あふれる地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 青少年の成長のための社会環境の整備

家庭教育の支援の充実をはじめ、困難な状況に直面しても、安心できる居場所づくりに取り組み、地域全体で青少年の成長を見守り、育む環境づくりを進めます。

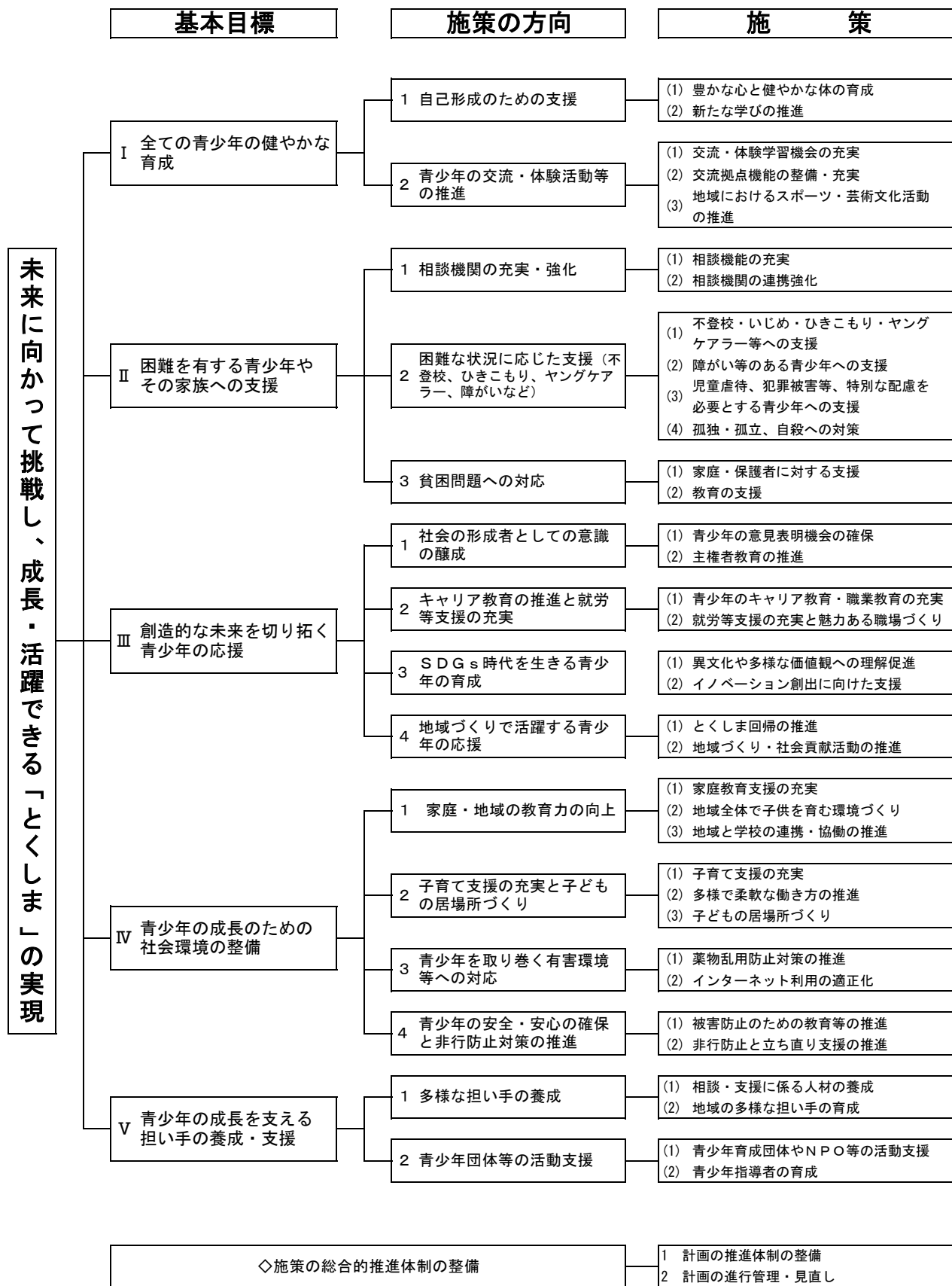
また、成年年齢の引き下げに対応した取組を展開するとともに、青少年の成長に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るために必要な対策や、被害防止のための教育等を推進します。

基本目標Ⅴ 青少年の成長を支える担い手の養成・支援

青少年育成団体やNPO法人等の活動を支援するとともに、同世代による相談活動を促進し、地域における多様な担い手の養成・確保を図ります。

また、各種研修・講座を通じて、青少年に対する支援に携わる人材の専門性や資質の向上を図ります。

3 計画の施策体系



未来に向かって挑戦し、成長・活躍できる「とくしま」の実現

第4章

青少年健全育成施策の推進

第4章の青少年健全育成施策の推進では、計画の基本目標に基づき、県が行う青少年施策の方向を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

1 基本目標・施策の方向

基本目標 I 全ての青少年の健やかな育成

施策の方向1 自己形成のための支援

これからの時代を生き抜く基礎を形成できるよう、学校・家庭・地域が連携し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むための取組を推進します。

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

○自己肯定感・自尊感情の育成

- ・道徳教育によって児童生徒に道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を育成し、規範意識の向上とともに自尊感情を高め、自他を大切にできる心を育てます。
- ・幼稚園・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育の提供を支援します。
- ・子どもの読書活動推進計画に基づき、県内全域で子供が読書に親しむ機会の提供と環境の充実を図ります。

○人権教育の推進

- ・児童生徒が自分や他人の命を大切にし、思いやりの心や規範意識を身に付け、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。
- ・県内の中学校及び中等教育学校並びに高等学校及び特別支援学校の生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識を高め、様々な人権問題を解決するための実践力を養成します。

○男女共同参画の推進

青少年が、性別によらず、お互いが社会の対等な構成員であることを理解し、互いに尊重し、共に生きる大人として成長できるよう、各種講座を開催します。

○環境学習の推進

- ・環境に関する高い意識と行動規範・実践力を持つ人材を養成するため、次代を担う青少年を対象

に、環境学習活動を促進する「とくしま環境学講座」の開催をはじめ、「環境首都とくしま・未来創造憲章」及び「キッズバージョン」に基づく環境教育・学習の実践を総合的・体系的に推進します。

・脱炭素社会の実現に向け、「持続可能な社会の創り手」を育成するため、環境負荷の低減や自然との共生に継続的に取り組む学校を「とくしまGXスクール」として認定するとともに、児童生徒一人一人の意識改革と行動変容を促す取組を推進します。

○体力づくり

・小・中学校の体育・保健体育科授業において、専門の指導員を派遣し、技術的な支援を行うことにより、運動好きで基本的な身体能力を身に付けた子どもの育成を図るとともに、家庭と連携して運動習慣を確立することにより体力の向上を図ります。

・青少年の健康な身体と心の発達を促すため、地域において、運動やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、その指導者を養成します。

○食育の推進

「徳島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、栄養教諭の配置を拡大するなど、食に関する指導の充実を促進し、地元の旬の食材を取り入れた学校給食を実施します。

(2) 新たな学びの推進

○確かな学力の育成

・GIGAスクール構想で整備された学校ICT環境の効果的な活用により、児童生徒の情報活用能力と教職員のICT活用指導力を向上するとともに、教職員の負担軽減にも努め、個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

・すべての学校・園に学力向上検討委員会を設置し、学力向上推進員を指名して子どもたちの学力向上を図るとともに、各学校の取組を情報発信します。また、学校訪問により、一人一台端末を活用した授業改善への支援を行うとともに、大学と連携した学校訪問を充実させ、学力向上を図ります。

・小・中学校において、学習内容を確実に身に付けることができるよう、少人数学級編制や少人数指導の充実、小学校専科教員(英語等)の配置等、きめ細やかな指導体制の実現を図ります。

・魅力ある高校教育を推進するため、各高校の特色や育成すべき資質・能力を身に付けるために有効な連携事業の実施や交流等を推進します。

・過疎・少子化の進行により小規模化が進む高校を多様な教育活動や魅力的な授業の展開により活性化するため、生徒の学習ニーズに対応した遠隔授業の実施体制を構築します。

○情報活用能力の向上

・プログラミング的思考を含む情報活用能力を、小・中・高等学校の発達段階に応じて系統的に育成します。

・教員のICT機器や教材等の活用に関する研修を充実するとともに、好事例を共有し、ICTの利活用を促進します。

○消費者教育の推進

・地域や関係機関等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた体系的な消費者教育を推進します。幼稚園及び小・中・高等学校において、各教科をはじめ複数の教科間連携による取組や、体験的な学習活動、環境教育、食育、国際理解教育、金融教育、キャリア教育等と連携した取組を通して、調査研究を行い、その成果等を普及するなど、学校における消費者教育の充実を図ります。

・被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」、社会全体のよりよい生活を創造するために「積極的に行動できる消費者」を目指して、ライフステージに応じて開発した教材の積極的な活用の推進や、人材バンクを活用した講師の派遣を行います。

○校務の情報化

教職員の校務処理を支援するシステムを導入し、負担軽減を図り、働き方改革を推進します。

施策の方向2 青少年の交流・体験活動等の推進

豊かな人間性や社会性を身に付けられるよう、多様な人々との交流や自然体験活動などの参加機会の創出や、魅力ある交流拠点の整備・充実を図ります。

(1) 交流・体験学習機会の充実

○多様な活動機会の充実

・自然体験や農山漁村での宿泊体験、森林づくりボランティア活動、緑の少年隊活動など、地域の豊かな自然に触れる様々な体験活動を通じて、豊かな人間性を育むとともに、生物多様性や環境保護、農林水産業に対する理解を深めます。

・子ども科学体験施設等を通じて、科学に関する知識の普及啓発を推進し、創造性と探求心を育む機会の充実を図ります。

・同世代や高齢者などの異世代との交流体験を通じて、青少年の自立を促すとともに、社会性や協調性を高める機会の創出に努めます。

・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ、文化芸術活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等を推進します。

・地方と都市、双方の良さを体験することで、地方居住者と都市居住者の双方の視点に立った考え方ができる人材を育成する「デュアルスクール」を推進します。

(2) 交流拠点機能の整備・充実

○様々な交流施設の整備・充実

・「青少年センター」が、多様化する青少年のニーズやライフスタイルに応え、青少年自らが主体的に行動し、未来を切り拓く交流拠点となるよう、いつでも使える自習室や、会話や交流が生まれるシェアリビングをはじめ、eスポーツ・アニメ施設などを整備し、機能の充実を図ります。

・「美馬野外交流の郷」や「牟岐少年自然の家」など、自然体験や学習の場、憩いの場となるような野外活動施設等の機能の充実を図ります。

・「徳島木のおもちゃ美術館」が、木にふれあい、木の良さや木を使う意義を学ぶ「木育活動の拠点」

となるよう機能の充実を図ります。

・マリニピア沖洲「旧印刷センター」を、災害時は広域物資輸送拠点とすることを前提に、平常時は雨天でも一日家族で過ごせる複合型のスポーツ・体験施設としてリバーシブルに活用できる施設に改修します。

・県全体の文化芸術の振興や、県都のにぎわい創出等の中核施設となる「徳島文化芸術ホール(仮称)」を整備し、豊かで活力ある地域社会を実現します。

(3) 地域におけるスポーツ・芸術文化活動の推進

○スポーツ活動の推進

・生涯スポーツ社会の実現のために各地域に創設されている総合型地域スポーツクラブの機能強化を図ることにより、青少年がそれぞれの能力や目的に応じてスポーツ活動に参加できるための場を提供します。

・徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックスを通じて、次世代を担う子どもたちにプロスポーツの素晴らしさを体験してもらい、スポーツに対する興味や関心を持つきっかけとなるよう取り組みます。

・学校において、日頃からスポーツ活動に取り組むことにより、青少年が社会性や協調性を身に付けるとともに、本県における競技スポーツの振興や競技力の向上を図ります。

・地域のスポーツ人材を活用し、学校での体育・スポーツをより活性化することにより、スポーツの振興を図ります。

○芸術文化活動の推進

・文化活動の拠点である「文化の森総合公園」各文化施設におけるイベントをはじめ、子どもの頃から優れた音楽や美術などの芸術文化に触れる機会を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図るとともに、芸術文化の才能に優れた人材の育成を図ります。

・「阿波おどり」や「阿波人形浄瑠璃」、「農村舞台」など、地域に根ざした伝統芸能や地域の資源を活用した文化活動を推進し、子どもたちが伝統文化を学習する機会を提供します。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

施策の方向1 相談機関の充実・強化

青少年やその保護者にとって相談しやすい窓口を設け、広く周知を図るとともに、年齢等で途切れることなく継続した支援を行えるよう、関係機関・団体との連携強化を図ります。

(1) 相談機能の充実

○子ども・若者総合相談センターの充実

子ども・若者の育成支援の拠点「子ども・若者総合相談センター」において、青少年やその保護者が抱える悩みに対応するとともに、内容によって専門機関を紹介するなど、各機関と連携しながら適切な助言や支援に繋がります。加えて、男女共同参画の総合的な推進拠点「男女共同参画総合支援セ

ンター」に、地域の子育て支援の推進拠点「子育て総合支援センター」とともに機能を集約することにより、幅広いニーズに対応するワンストップの相談支援体制の充実を図ります。

○多様な相談窓口の充実・周知

- ・24時間電話相談、SNS相談、巡回教育相談など、不安や悩みを抱える青少年や保護者が気軽に利用でき、適切な助言や支援が行えるような相談窓口の充実を図ります。
- ・いじめホットラインやヤングテレホンの相談電話をはじめ、平日、仕事等で面接相談や電話相談を受けにくい方などのために、「サンデー親子相談室」を実施し、休日の相談体制の強化を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などの専門家をスタッフとする相談システムの充実を図ります。
- ・スクールカウンセラーの配置の促進など、悩みを抱える子どもたちに対する相談機能の充実を図ります。
- ・不登校やひきこもり、家庭環境の相談など教育に関する様々な相談窓口の充実を図ります。
- ・県内の青少年相談機関についての案内マップの作成やインターネット等を利用して広報啓発の充実を図ります。

(2) 相談機関の連携強化

○相談機関のネットワークづくりの推進

- ・相談機関等が情報交換、研究、協議を行うための連絡会議を開催し、相互の連携強化と相談技術の向上を図ります。
- ・子ども・若者総合相談センターが実施運営する「支援者向け講習会」や「子ども・若者支援地域協議会」を通じて、教育、福祉、保健、雇用等の関係機関・団体との情報共有を行う「横のネットワーク」と、年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による重層的なネットワークの構築を図ります。
- ・子どもや若者やその家族が抱える複合化・複雑化した課題に対し、市町村による包括的な支援体制の構築に努めます。
- ・若年無業者(ニート)等の自立支援に向け、関係機関等の連携・協力を図るためのネットワークを構築します。

施策の方向2 困難な状況に応じた支援(不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、障がいなど)

困難を有する青少年一人一人の状況に応じて、きめ細やかで継続的な支援を行うとともに、悩みを抱える青少年の早期発見・早期対応はもとより、不登校、児童虐待、自殺等の諸問題の未然防止に取り組みます。

(1) 不登校・いじめ・ひきこもり・ヤングケアラー等への支援

○不登校・いじめへの対応と支援

- ・いじめ、不登校等、生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見、早期解消を図るため、臨床心理

士等が子どもや保護者等への相談活動を行います。

・専門的な知識を有する医師、大学教授等による支援チームを設置し、学校だけでは解決困難な問題に対し、指導方法、対処方法を助言することにより問題の解決を図ります。

○若年無業者(ニート)、ひきこもりへの支援

- ・地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、若年無業者(ニート)等の自立を支援します。
- ・ひきこもり対策を推進するため、「ひきこもり地域支援センター」と、関係機関・団体等が連携しつつ、ひきこもり本人や家族等に対し、回復と自立に向けた支援を行います。
- ・関係機関等と連携し、問題を抱える子ども・若者の自立支援を行います。
- ・市町村において、子育て、障がい、生活困窮等に係る既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を促進します。

○ヤングケアラーへの支援

- ・潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっている「ヤングケアラー」について、福祉、介護、医療、教育等の関係機関は、さらなる連携強化による早期発見に努めるとともに、正確な実態の把握により、子どもの気持ちに寄り添った適切な支援に繋がります。
- ・児童生徒の些細な変化に気づきやすい学校において、教員等が子どもに寄り添いながら、その兆候を丁寧に拾い上げ、関係機関における適切な支援に繋がります。
- ・「ヤングケアラー」の支援体制の強化のため、気づきの場となる「学校」や支援の最前線となる「福祉関係機関」の関係者が、「ヤングケアラー」の支援の在り方について、スキル向上を図ります。
- ・社会全体に「ヤングケアラー」の正しい理解を促すため、周知・啓発に関する取組を推進します。

(2) 障がい等のある青少年への支援

○特別支援教育の推進

- ・障がいのある子どもの重度・重複化、多様化に対応したきめ細やかな教育の充実を図ります。
- ・小学部から高等部までの一貫したキャリア教育の充実を図り、社会的・職業的自立に向けた専門教育を推進します。
- ・特別な支援が必要な子ども一人一人に対する「個別の教育支援計画」を作成・活用し、就学前から社会参加に至るまでの切れ目ない支援を行う体制作りを推進します。
- ・共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

○障がいのある青少年への支援

- ・在宅の障がい児に対し、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。
- ・障がい児に対し、放課後等デイサービスをはじめとする施設への通所により、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。
- ・心身障がい児の介護を行う保護者が、病気などにより一時的に介護が困難になった場合でも、保護者に代わって介護サービスが提供されるよう、必要な支援を行います。

- ・地域における在宅の障がい児及び家族の生活を支え、自立と社会参加を促進するとともに、必要なサービスが総合的に提供されるよう、障がい者相談支援従事者の養成研修を実施します。
- ・発達障がい者総合支援センター(ハナミズキ・アイリス)において、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、的確な助言を行うとともに、関係機関との連携強化により発達障がい児(者)に対する支援を行います。
- ・発達障がい者が身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、相談や支援を行う専門員を養成します。
- ・発達障がい児の保護者への身近な相談者となるペアレントメンターを養成し、活動支援を行います。
- ・市町村等における支援体制の構築を進めるため、地域支援マネジャーを配置して、相談・助言体制の充実強化を図ります。
- ・「徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター」と連携し、障がい者アーティストの創作活動や作品発表等を支援するとともに、障がい者芸術文化活動の理解の浸透を図るため、舞台芸術をはじめとする表現活動への支援や、障がい者アーティストによる絵画、陶芸等の芸術作品の展示を行い、障がい者芸術文化活動の一層の振興を図るとともに、活動を通じた障がいへの理解と障がいの有無にかかわらない幅広い交流を促進します。

○AYA世代のがん患者への支援

将来子供を産み育てることを望む小児・AYA 世代(Adolescent and Young Adult: 思春期・若年成人)のがん患者等が、希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子供を出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。

(3) 児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援

○児童虐待防止対策の推進

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。
- ・こども女性相談センターの体制強化を図るとともに、児童養護施設等の家庭的支援に向けた取組を推進します。
- ・社会的養護を必要とする子どもや虐待を受けた子どもなどの親子関係の再構築や自立への支援を充実します。

○犯罪被害に遭った青少年への支援

- ・犯罪被害を受けた青少年や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が相互連携する体制を整えるとともに、適切な相談対応や情報提供を通じて、総合的な犯罪被害者等支援を推進します。また、犯罪被害遺児等に対しては、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」による支援を行います。
- ・性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま(中央・南部・西部)」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して、被害者のニーズに応じた専門的な支援を行います。また、インターネットやSNS等を活用して積極的に周知広報することにより、被害者が躊躇することなく、相談できる体制の整備と性暴力を許さない県民意識の醸成に努めます。
- ・少年サポートセンターを中心に被害少年等の特性に配慮したカウンセリングを実施するほか、居場

所づくり活動等を通じて、被害少年等に対する継続的な支援活動を実施し、精神的な立ち直りを支援します。

○不当な偏見・差別の防止・解消、多様性を認め合う教育の推進

- ・性的指向・性自認(性同一性)や特定の疾患を理由とするものを含め、青少年等に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進します。
- ・児童虐待や犯罪被害等の人権課題の理解や対応についての学習を実施し、自他を大切にすることを推進するとともに、性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒に対する支援の在り方や理解を促進し、多様性を認め合う教育を推進します。

(4) 孤独・孤立、自殺への対策

- ・精神保健福祉センターや警察等の相談機関に加えて、SNS相談を実施する民間団体や地域において支援活動を行う団体等との相互の連携強化を図ります。
- ・各種相談窓口や支援機関担当者、教員等に対する自殺予防対策に係る研修を実施し、青少年の自殺予防を推進します。

施策の方向3 貧困問題への対応

青少年の将来が生まれ育つ環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(1) 家庭・保護者に対する支援

○経済的支援

- ・児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸し付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭に対して医療に係る費用の助成を行い、ひとり親家庭の子どもとその親の保健の増進を図ります。
- ・ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- ・専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする母子家庭の母等に対して、母子生活支援施設の入居による地域での生活を支援します。

○生活・就労支援

- ・ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の親等が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。
- ・生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、関係機関等との連携に

より、各種支援に適切に繋げる体制の充実を図ります。

- ・ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援を行います。
- ・児童扶養手当を受けている方の個々の状況やニーズに応じ、ハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、就業情報の提供、就業相談、就業支援講習会、法律相談、経営相談等一貫した自立支援を行います。
- ・ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、技能習得、資格取得の際のひとり親家庭の親へ助成を推進します。
- ・直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。

(2) 教育の支援

○学習・教育支援

- ・高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図るとともに、授業料以外の教育に必要な経費を支援します。
- ・修学の機会確保のため、高等学校等への修学にかかる経費を支援します。
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図るとともに、高等学校進学後は、中退防止のための相談支援を行います。
- ・地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめとする生活困窮世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。
- ・学び直しを希望する者や外国籍の者などに対する義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保を図るため、県立夜間中学での学びを推進します。

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

施策の方向1 社会の形成者としての意識の醸成

青少年が社会に主体的に参画し、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどを身に付けるための教育を推進するとともに、青少年の意見表明機会の確保に努めます。

(1) 青少年の意見表明機会の確保

- ・県の各種審議会や協議会等における若者登用の人材リストの整備を行うとともに、委員の公募制の活用を図るなどにより、若者の政策・方針決定過程への参画を促進します。
- ・オンラインを活用した青少年の意見を聞く仕組みづくりや、青少年が自らの意見を発表したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。
- ・次代を担う青少年と地域における課題を共有するとともに、若者ならではの感性や新たな視点で、世代や立場の異なる多様な人々と対話することにより、地域社会の持続的発展の実現に貢献する人材の育成を目指します。

(2) 主権者教育の推進

小・中・高等学校のそれぞれの段階において、政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、模擬投票などの体験型学習を実施することにより、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を育成する教育を充実します。

施策の方向2 キャリア教育の推進と就労等支援の充実

青少年が勤労観・職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、若年者に対する就労支援等の強化を図ります。

(1) 青少年のキャリア教育・職業教育の充実

○キャリア教育の推進

- ・児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、小・中・高等学校を通じた系統的・体系的なキャリア教育の推進のため、すべての学校においてキャリア教育推進に向けた指導体制を構築し、学校全体で推進します。
- ・農林水産業に係るキャリア教育の推進に向け、高等教育機関等と連携したキャリアアップシステムを推進します。

○職場体験活動の充実

- ・産業界や関係機関と連携を図り、職場体験・インターンシップ等の体験的な活動を受け入れる企業の確保・開拓に努めるとともに、幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチ未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、職場体験・インターンシップの推進に努めます。
- ・県内農林水産業の生産現場などを実践フィールドとして捉え、大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就業を推進します。
- ・建設産業の魅力を発信し若手入職者の増加を図るため、建設系学科の学生を対象に、県発注工事現場を活用した実技や知識教育を実施します。
- ・学校への出前講座や職業体験、各種イベント等を通じて、建築・建設業や海運業の魅力に触れる機会を提供します。

○リカレント教育の推進

ライフステージに応じたりカレントプログラムを高等教育機関と連携して実施し、リカレント教育を推進します。

(2) 就労等支援の充実と魅力ある職場づくり

○就労・就業支援

- ・若者の就職を支援するため、県立テクノスクールの訓練内容を充実強化し、職業に必要な技能、知識を習得する多様な機会を提供します。産業界と連携し、機械、金属、木工、建築などのものづく

- りに関する実践的な技術・技能や社会人としてのスキルを身に付けるための職業訓練を実施します。
- ・ハローワークや関係機関と連携し、若年者等の就職希望者に対し、職業相談、適性診断、面接対策等、就労支援から職業紹介に至るまでのきめ細やかな雇用のトータルサポートをワンストップで提供します。
 - ・若年者の就業を総合的に支援するため、「徳島県若年者就職サポートセンター(ジョブカフェとくしま)」において、企業面接会の開催や職業相談等の就労支援を実施します。
 - ・県外の大学等への進学者のUターンを支援するため、県出身者が多く進学している関西圏の大学と就職支援協定を締結し、県内就職や就職説明会等の情報提供を積極的に行うとともに、県内へのUターンを希望する若者に対しても情報提供し、若者の定着を図ります。
 - ・農林水産業への就業希望者に対し、農業大学校、アグリビジネスアカデミー、林業アカデミー、漁業アカデミーによる実践的な就業支援を図るとともに、各種相談や情報提供等を行います。
 - ・農林水産業への就業を促進するため、現場で必要な知識・技術の講習や研修などの支援を行い、即戦力として働ける人材を育成します。また、就業希望者と就業先となる事業者等とのマッチングを行い、雇用の場を創出します。

○魅力ある職場づくり

- ・多様な「働き方」の実装のため、個々の状況やニーズに応じ、企業等におけるテレワーク導入に向けた施策を展開するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育て支援の取組を促進することにより、「働き方改革」好循環モデルの展開を図ります。
- ・仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。
- ・青少年に対する不適切な労働環境に対しては、労働相談や関係機関との連携により、適切に対応します。
- ・国、関係団体等と連携を図りながら、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して意識啓発や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を図ります。
- ・建設産業において、働きやすい職場環境とするため、公共工事の入札・契約制度の改正及び運用の改善により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向3 SDGs時代を生きる青少年の育成

多文化共生や異文化理解を推進し、広い視野と国際感覚豊かな人間性を育むとともに、多様な個性や能力を発揮して、新たな価値を創造する力を育成します。

(1) 異文化や多様な価値観への理解促進

○外国語教育の推進、国際交流活動の推進

- ・初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校

における早期化・教科化や中・高等学校における高度化等、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図ります。

- ・海外の学校との学校間交流促進による教育環境の国際化を図り、グローバル社会において、本県の成長を牽引する人材の育成を図ります。

- ・外国青少年の受入事業を実施し、県内青少年との相互交流を図ることにより、国際意識を高めるとともに、各種国際交流事業への参加を促進します。

- ・外国青少年を招致し、小・中・高等学校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進し、国際社会で活躍できる青少年の育成を図ります。

- ・各地域において日本語指導等のボランティア養成に加え、国際理解支援のための講師を派遣するなど、国際交流推進のための人材養成を図ります。

- ・海外派遣事業の参加者や民間国際交流団体等と連携し、外国青少年の受入事業や国際交流事業等を実施します。

- ・国際スポーツ大会を契機として、地域ならではのスポーツで国際交流を行い、競技力の向上や国際感覚の育成を図ります。

○多文化共生・異文化理解の推進

- ・小・中・高等学校の発達段階に応じて、生きた英語に触れる機会を創出し、英語でのコミュニケーション能力や、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育成します。

- ・多文化共生・異文化理解を推進するため各種講座を開催し、国際性豊かな青少年の育成を図ります。

- ・青少年の海外派遣を推進するため、海外派遣経験者による体験報告等の情報提供を行います。

- ・青年海外協力隊の募集広報や赴任国情報の提供を充実します。

○在住外国人への支援

- ・本県に在住する外国人に対する日本語教室を開催し、地域における在住外国人の居場所づくりを推進します。

- ・「とくしま国際戦略センター」において、在住外国人の生活相談を行う多言語相談窓口を設置するとともに、生活に必要な情報をセンターHP上で提供し、在住外国人の生活支援を行います。

- ・託児付き日本語教室の開催や外国籍の子どもへの日本語学習指導を通じ、在住外国人の子育てを支援します。

(2) イノベーション創出に向けた支援

○科学技術・デジタル人材の育成

- ・生徒の科学技術、理科・数学への関心を更に高め、その個性や能力を一層伸ばしていくことを目指し、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールを推進するとともに、突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばす機会の充実等を図ります。さらに、文理の枠を超え、STEAM 教育等、教科等横断的な学習を推進し、探究力を育成します。

- ・県内の高校生が大学生等とともに学び、科学の素養を磨く講座や県内の小・中学生を対象とする科学の体験型講座等を実施し、科学技術の未来を切り拓く人材を育成します。

- ・デジタルコンテンツのコンテストやオンライン・オフラインを併用したマッチングイベント等を実施し、

デジタル社会への転換と来たるべきSociety5.0時代に活躍できるデジタル人材の発掘・育成を推進します。

・デジタルコンテンツセミナー等を開催し、地方でも活躍できるクリエイティブ産業の未来を担う人材を育成します。

○起業家支援の推進

・若者の起業を支援するための研修等の実施や、若手起業家同士や、起業を希望する若者との交流機会の提供などの取組の一層の充実を図ります。

・とくしま経営塾「平成長久館」事業のなかで「ジュニア起業家体験事業～未来の起業家の育成～」の講座を開催し、若年層向け起業家教育を推進します。

・創業希望者への事業計画策定支援や創業後のフォローアップ、新規開業者、開業5年以内の起業家に対する初期投資への補助、低利融資等の支援を実施するなど、若年起業家の育成を図ります。

施策の方向4 地域づくりで活躍する青少年の応援

地方移住の促進や地域産業の振興に取り組むとともに、青少年の能力を活かした地域づくりの充実を図るため、ボランティア活動や社会貢献活動等の推進を図ります。

(1) とくしま回帰の推進

○移住・定住支援

・若者の地方移住を後押しするため、「ハローワーク」をはじめとする関係機関と連携した就職支援や起業支援、また平成28年度に新たに創設した雇用制度「徳島県地方創生推進員」の運用や、国の地方創生移住支援事業を活用した「移住支援金」の活用など多方面からの移住支援を展開します。

・若者の地元定着を促進し、地域経済を支える産業人材を確保するため、県内事業所に一定期間就業した若者の奨学金返還を支援し、とくしま回帰を推進します。

○地域の強みを活かした産業振興

地方大学・地域産業創生事業により、光専門人材の育成及び地元への定着促進や次世代LED等を活用した新製品の開発を促進し、県内の光関連産業の活性化を図ることで更なる雇用創出を推進します。

(2) 地域づくり・社会貢献活動の推進

○人材育成に向けた支援

・新たな産業を創出し、地域の活性化及び地方創生を担う即戦力となる人材を育成するため、地域資源を活用した「徳島ならではの」6次産業化商品開発を目標とし、6次産業化に対応した実践的な教育を展開します。

・産業界と連携し、専門教育の充実に取り組むとともに、高校生の活動を広く県民にアピールします。

・地域の未来を創造する人材を育成するため、高等教育機関が実施する、大学生による地域の課題解決や活性化に向けた取組を支援します。

・次代を担う青少年と地域における課題を共有するとともに、若者ならではの感性や新たな視点で、世代や立場の異なる多様な人々と対話することにより、地域社会の持続的発展の実現に貢献する人材の育成を目指します。【再掲】

○地域活動への参加促進、活動支援

・地域活動の担い手である「地域おこし協力隊」の拡充を図るため、市町村をはじめとする関係機関と連携し、地域との交流の促進や定着に向けた支援を展開します。

・「マチ★アソビ」を核としたアニメイベントを開催することにより、若者の主体的活動や地域活動への参加を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

・大学生と地域の交流による「四国の右下ファン」の創出と、大学の持つ専門的知見や若者ならではの視点を活かした地域課題の解決を図るため、大学・市町・地域住民等と連携し、大学生等によるフィールドワークを通じた地域活性化の取組を推進します。

・青少年育成県民会議をはじめ、各市町村民会議と連携し、地域の青少年育成団体のネットワークづくりを支援します。

・新たな青少年センターにおいて、青少年の主体的な活動を支援するとともに、青少年同士の交流促進を図ります。

・青少年活動や青少年団体等に関する情報を積極的に発信することにより、若者の地域活動への参加を促進します。

・青少年が、ボランティアとして様々な地域活動に参加することで、自分らしく過ごせる「サードプレイス」を見つけ仲間と繋がるコミュニティとして活用できるよう、交流の場を提供し、その活動を支援します。

・青少年の地域でのボランティア活動が推進されるよう、共感・関心を惹く情報をSNS等で発信することにより、地域活動に取り組もうとする意識を醸成します。

・青少年団体やNPO等が行うボランティア、地域づくりなどの自主的な社会貢献活動に対して、活動・交流の場を提供するとともに、情報収集・提供、相談・支援、人材育成などの総合的な支援を行い、地域活動を推進します。

・青少年に対し小・中・高等学校生など各世代別のボランティア体験講座を実施し、地域活動を支援します。

・青少年を対象とした各種講座を実施し、自己啓発を支援するとともに、自分で考え創造する力を養い、主体的に地域づくりに参画する機運醸成を図ります。

・青少年が、地域でのボランティア活動を通じた経験や学びを更に深めることができるよう、青少年と様々な世代が交流できる活動の場づくりを進めます。

・地域におけるボランティア活動の情報共有を図り、青少年の活動参画を円滑に進めるため、NPO等、各活動団体間でのネットワーク化を促進します。

○地域の魅力を発信できる人材の育成

・地域のことを深く知り、地域の魅力を創出できる人材を育成します。また、それらを発信できる人材を育成します。

- ・地域に受け継がれている伝統文化などに直接触れ、体感することにより、郷土への愛情を育むとともに、次代のあわ文化の担い手を育成します。
- ・あわ文化の魅力を県内外及び世界に向け発信し続ける人材を育成するため、「あわっ子文化大使」の発信力の強化や人材バンクの整備を図ります。
- ・あわ文化の発信力を強化するため、国の「文化プログラム」を見据えた取組を推進します。

基本目標Ⅳ 青少年の成長のための社会環境の整備

施策の方向1 家庭・地域の教育力の向上

家族とのふれあいの促進や相談活動の充実を図るとともに、家庭、学校、地域の連携により、地域全体で家庭教育を支える取組を推進します。

(1) 家庭教育支援の充実

○家族とのふれあい促進

- ・親子がふれあう「家庭の日」(毎月第1日曜日)の一層の定着を図るための普及啓発を行うとともに、親子が共に参加できる事業を充実し、家族や地域の人々とのふれあい活動やあいさつ運動を推進します。
- ・育児や家庭について考える機運を高めるため、子育てを支える「家族」や「地域」の大切さをアピールする「いい育児の日(11月19日)」の普及を図るとともに、妊婦や子育て世帯が施設や店舗で優遇サービスを受けられる子育て支援パスポート事業の展開を図ります。
- ・地域における家庭教育支援や家庭教育の充実を図る活動を促進するため、家庭教育に関する保護者向けワークショップ等を積極的に行うとともに、家庭教育に関する研修会を開催し、地域ぐるみで取り組む家庭教育支援を推進します。
- ・中学校や高等学校等において、中学生や高校生等の若者を対象としたワークショップを行うことにより、家庭教育理解のための学習機会を提供します。

○相談体制の充実

子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度の専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。

(2) 地域全体で子供を育む環境づくり

- ・学校、家庭、地域、行政等が連携して地域の持つ教育力を再生し、自然体験活動や社会体験活動、読書推進活動等を通して、子どもたちに安全で安心な地域の学びの場を提供する人材を育成します。
- ・地域において、放課後や週末等に異年齢の子供が集うことができる、放課後児童クラブ、放課後子供教室、公民館等の充実を図るとともに、その積極的な活用により、遊戯やレクリエーションを含

む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供します。

(3) 地域と学校の連携・協働の推進

- ・学校が保護者や地域住民と協議する場(学校運営協議会)を設定し、学校・家庭・地域がビジョンや課題を共有し、それぞれの役割を明確化しながら学校運営の改善を進めるコミュニティ・スクールの充実を図り、地域ぐるみで青少年の育成を推進します。
- ・地域の教育力を向上させるため、地域学校協働本部の取組、学校サポーターズクラブの認証を更に推進し、全市町村において学校サポーターズクラブの拡充を図ります。
- ・学校・家庭・地域が一体となって、子供たちと地域の方々が学習、スポーツ、文化活動等の体験活動を通じて交流を深め、それぞれの地域の教育力の向上とコミュニティの活性化を図ります。
- ・地域における人材や企業等を活用し、職場見学や職場体験活動を推進し、地域に対する理解を深めるとともに、地域の人々との交流を通じて、青少年の地域に対する愛着を深めます。

施策の方向2 子育て支援の充実と子どもの居場所づくり

地域全体で子育てを支える環境の構築を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりを推進します。

(1) 子育て支援の充実

○子育ての支援拠点の整備充実

- ・計画的な整備が進められている保育所や認定こども園等を利用して、地域ニーズに応じた地域子育て支援拠点の整備を促進します。
- ・地域子育て支援拠点において、育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・ボランティアの育成、支援等を進めます。
- ・妊娠・出産、子育てに対し、切れ目のない支援を行うため、また、ポピュレーションアプローチ(全ての妊産婦・乳児等への支援)から要支援者まで継続した支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターにおける情報共有が充分に図られるよう、円滑な連携又は一体的設置に向け、必要に応じ技術面・財政面で支援を行います。

○子育て環境の充実

- ・子育て総合支援センター「みらい」が地域の団体等と連携し、市町村や子育て支援活動を行う団体間の連携を深め、地域における子育て支援ネットワーク構築を支援します。また、子育て応援ボランティアや地域の子育て支援者等の養成を図り、子育て環境の向上を図ります。
- ・ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働(または保護者)を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児(=「チーム育児」)を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発します。
- ・「ときわプラザ(男女共同参画総合支援センター)」等を利用する方の子どもの一時預かりを実施し、子育て世代が様々な行事や活動に参加しやすい環境づくりを整えます。

- ・母親の孤立を防ぎ、育児不安の解消や児童虐待を予防するため、親や子育て支援者の子育て力の向上を図ります。
- ・子育て家庭にとってニーズの高い一時預かりや延長保育など、多様な保育サービスの提供を行い、安心して子育てできる環境整備を推進します。
- ・休日夜間の子どもの急な病気等に対応する「徳島こども医療電話相談(#8000)」を実施し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

○子育てと仕事の両立支援

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、「ファミリー・サポート・センター」の全体の質の向上と、保護者からのニーズの高い「病児・病後児預かり」の推進を図ります。
- ・仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスを定着させる取組を推進するとともに、家事育児、健康づくりなど、子育てを取り巻く男女共同参画に関する様々な課題について、学び、気づき、考えることができる講座を実施します。
- ・企業等を対象に、事業所内保育施設の設置をはじめ、仕事と子育て等が両立できる環境整備の取組支援のため、アドバイザー派遣などを行い、企業等における次世代育成の取組を促進します。
- ・中小企業等における仕事と子育ての両立支援のための「一般事業主行動計画」の策定を推進することにより働きやすい職場環境の整備を図ります。
- ・農業経営における家族間の就業条件や役割分担などを取り決める家族経営協定の締結や、農林漁業者の就業環境の整備など働きやすい環境づくりを促進します。

○ワーケーション等の推進

- ・全国屈指の光ブロードバンド環境を活かし、大自然の中で”キッチリ働ける”徳島ならではのワーク×バケーション「アワーケーション」の魅力発信や、県外事業者等のワーケーション誘致を推進します。
- ・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応等の各種支援策を推進します。
- ・保護者の短期居住にあわせて、子どもの学校間の行き来を容易にし、地方と都市の双方で教育を展開することにより、「二地域居住」や「地方移住」の促進につなげます。

(3) 子どもの居場所づくり

- ・放課後児童クラブの設置促進など昼間保護者がいない子どもに対する支援を充実し、地域における居場所づくりを推進します。
- ・放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、子どもとともに学習やスポーツ、文化芸術活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)づくりを推進します。
- ・子どもから高齢者、また障がいの有無や国籍を超えて、地域に住む全ての人々が気軽に利用できる多世代交流・多機能型福祉拠点である「ユニバーサルカフェ」の整備を促進します。
- ・地域住民が主体となり進めている「子ども食堂」や「ユニバーサルカフェ」など、既存の地域資源を

活用し、地域で子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

- ・子どもたちの遊びや体験の場となる県営都市公園の適切な維持管理を行います。
- ・青少年センターにおいて、「自習室」をはじめ、読書や仲間たちと会話を楽しむ自由な共有空間「シェアリビング」を設け、青少年が気軽に集う場を提供します。
- ・市町村において、子育て、障がい、生活困窮等に係る既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を促進します。【掲載】

施策の方向3 青少年を取り巻く有害環境等への対応

低年齢化が進む薬物乱用について、危険性や有害性に関する正しい知識の普及を図ります。

また、発達段階に応じた情報モラルの育成を図るとともに、インターネットの適正利用に向けた取組を推進します。

(1) 薬物乱用防止対策の推進

- ・小・中・高等学校生を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
- ・覚醒剤、大麻等の不正流通及び乱用を防止するため、関係機関が連携して取締りを行うとともに、多数の薬物乱用防止指導員、さらに、未来を担う大学生の薬物乱用防止指導員も加え、積極的に啓発活動に取り組みます。

(2) インターネット利用の適正化

- ・小・中・高等学校においてインターネット安全利用教室を開催するとともに、保護者に対してもあらゆる機会を捉えて、インターネットの適正な利用について啓発し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう努めます。
- ・SNS等インターネットを利用した犯罪の取締りのほか、サイバーパトロールを強化推進し、青少年の犯罪被害を未然に防止します。
- ・青少年がインターネットを介した犯罪やトラブルに巻き込まれることを防ぐため、携帯電話販売店等に協力を要請し、フィルタリングの利用促進に努めます。
- ・関係行政機関、民間事業者等で組織された連絡会議を開催し、青少年のスマートフォン等の利用における諸問題について協議を行うとともに、相互の連携強化を図ります。

施策の方向4 青少年の安全・安心の確保と非行防止対策の推進

青少年の安全・安心の確保に向け、関係機関が連携して被害防止のための各種取組を展開するとともに、非行防止や立ち直り支援の取組を推進します。

(1) 被害防止のための教育等の推進

○安全教育の推進

・犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。

○不審者情報の発信

・県警「安心メール」を活用して不審者情報を発信し、地域住民へ注意喚起を呼びかける活動を実施します。

○防災教育の推進

・南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えて、県内の高等学校に「防災クラブ」を設立し、各市町村とも連携し、地域住民も巻き込んだ避難訓練や炊き出しなどの実践的な活動を行う防災教育を推進し、子どもたちの防災対応能力の向上を図るとともに、人命救助や避難所生活で力を発揮する地域防災の担い手の育成を図ります。

・県立防災センターが主体となって、小・中学校からの要望に応じて県職員等が出向く「小中学校まなぼうさい教室」の開催や、関係機関を「防災生涯学習推進パートナー」として登録・支援する等、小・中学校における防災教育に対する総合的な支援を行います。

○生命を大切にす教育

生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進し、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせないための教育を推進します。

○妊娠・出産・育児に関する正しい理解と教育の推進

若い世代が結婚を見据えたライフプランやライフデザインの設定ができるよう、安全安心な妊娠・出産を含めた妊娠適齢期等の正しい知識の普及啓発を推進します。

○DV(ドメスティック・バイオレンス)等防止啓発の推進

中・高・大学生等を対象にデートDVの防止を啓発する出前講座を実施するなど、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図ります。

○消費者教育の推進

被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成のため、積極的な情報発信や、人材バンクの活用を通して、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進します。

○情報モラル教育の推進

・デジタル社会で必要となる情報モラルを身につけるための教育の推進と指導者の育成を図ります。
・学校における、インターネット上での誹謗中傷、いじめ、個人情報掲載等のネットトラブルから子どもたちを守るため、SNS、掲示板への書き込みや有害サイトの検索、監視を行います。

(2) 非行防止と立ち直り支援の推進

○非行防止活動の推進

- ・青少年はもとより、家庭・学校・地域・行政機関、関係団体等が連携し、県民総ぐるみにより非行防止運動を全県的に展開し、青少年の健全育成を推進する環境づくりを推進します。
- ・社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない社会をつくるため、命の大切さを学ぶ教室、犯罪被害者等による講演などの各種広報啓発活動を実施します。
- ・少年警察ボランティアや青少年補導員等の地域ボランティアの活動を支援し、地域における非行防止活動を推進します。
- ・青少年のたまり場になりやすい深夜営業店やコンビニエンスストア業界など関係事業者と連携・協力し、地域における非行防止活動を推進します。
- ・地域における青少年の支援者となる「ユースサポーター」を養成し、非行防止に向けた広報啓発活動等を推進します。
- ・20歳未満の者の飲酒・喫煙を防止するため、教育及び保健、医療機関、関係団体が連携し、喫煙・飲酒に対する教育・啓発を行うとともに、販売業者による年齢確認や自主規制等の取組を要請します。

○立ち直り支援活動の推進

- ・非行や問題行動を繰り返すなど、支援を要する少年やその保護者に対して、継続的に連絡や面接を実施するほか、関係機関や少年警察ボランティア等とも連携し、学習支援や居場所づくり活動等を行うなどして、立ち直りを支援します。
- ・家庭や学校で適応が困難な青少年の自立を支援する徳島学院(児童自立支援施設)において、非行少年等の再教育や立ち直りを支援する活動を推進します。
- ・社会を明るくする運動を展開し、非行少年等の立ち直りに対する地域住民の理解を深め、立ち直り支援を推進します。

基本目標Ⅴ 青少年の成長を支える担い手の養成・支援

施策の方向1 多様な担い手の養成

青少年の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成を図るとともに、地域における多様な担い手を育成します。

(1) 相談・支援に係る人材の養成

- ・支援者や相談担当者の専門性と資質の向上を図るため、青少年を取り巻く課題や最新の支援手法を学ぶ養成講座を実施します。
- ・福祉、心理等における相談担当者の専門性と資質向上を図るため、各種研修事業を実施します。
- ・学校教育相談等を実施する上で必要な知識と技能を習得させ、学校における相談体制の中心的役割と校内外の連携の調整を行う教師の人材育成を図ります。

・児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司等の専門性が発揮できる体制整備や資質の向上を図ります。

(2) 地域の多様な担い手の育成

- ・子ども・若者支援のためのコーディネーターを養成し、地域における相談支援活動の充実を図ります。
- ・学校や通学路等における子どもの安全確保を図るため、地域社会全体で安全を見守る体制を整備するとともに、「子ども110番の家(車)」や「自主防犯活動用自動車(青色回転灯装備車)」を活用したパトロール実施団体などのボランティアと連携し、見守り活動を強化します。

施策の方向2 青少年団体等の活動支援

青少年育成団体やNPO法人等の活動を支援するとともに、青少年の健全育成に必要となる指導者を養成します。

(1) 青少年育成団体やNPO等の活動支援

- ・青少年団体やNPO等の地域活動を支援し、地域における多様な人材の育成を図ります。
- ・地域における子ども会活動等の活性化を図り、子どもたちの主体的な活動を促進します。
- ・地域で活動する青少年団体等に対し、団体間の交流の促進や情報提供等を行うことにより、青少年活動の一層の活性化を図るとともに、青少年が参加できる魅力ある機会や場を提供し、青少年団体等への参加促進を図ります。
- ・地域で青少年育成のための顕著な活動を行っている青少年団体や個人に対する表彰を行うなど、その活動の周知・啓発に努めます。

(2) 青少年指導者の育成

地域で活躍する青少年育成指導者等に対する研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、指導者同士の連携強化を図ります。

2 施策の総合的推進体制の整備

青少年健全育成施策を総合的・効果的に推進していくためには、基本計画に基づく各種事業を実施する、庁内の各部局と相互に連携を図るとともに、市町村や各種団体等の関係機関とも緊密に連携し、実効性ある事業を推進していく必要があります。

また、施策の進捗状況や推進目標の状況を点検・評価し、青少年健全育成施策に関する県民ニーズや社会環境の変化を的確にとらえ、計画の評価・見直しを行いながら事業を実施していきます。

1 計画の推進体制の整備

○ 県における推進体制の整備

・県は、徳島県青少年対策本部を中心に、行政・教育・警察の連携を図りながら、全庁的な取組として青少年の健全育成に係る各種施策を総合的・効果的に推進していきます。

また、県の附属機関である「徳島県青少年健全育成審議会」の専門的意見を踏まえるとともに、広く県民の声を施策の推進に反映させていきます。

今後も、徳島県青少年対策本部を中心に関係各部署や機関が一体となり、青少年施策を積極的に推進します。

○ 事業者、関係団体等との連携強化

・若い世代の雇用促進や仕事と子育ての両立支援等の取組には、企業の協力が不可欠であることから、国や経済・労働団体、企業等と連携・協力して、積極的な啓発活動を進めます。

・社会全体で青少年の成長や自立を支える地域づくりを推進するため、青少年育成徳島県民会議や青少年市町村民会議の活動を支援します。さらに、地域の自治会や町内会、青少年育成団体、NPO等の民間団体の役割が重要であることから、その育成・支援に努めるとともに、協働・連携して施策を推進します。

・複雑・多様化する青少年問題に対応するため、「徳島県子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする関係団体等との一層の連携強化を推進します。

○ 国及び市町村との連携

・子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、子育て、教育、労働などの国の支援施策や情報等を活用するとともに、国の関係機関とも連携を図り、効果的に施策を推進します。

・青少年施策を推進する上で、県民に身近な市町村の役割は非常に重要です。このため、市町村との連携を一層密にし、協働して施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理・見直し

○ 点検評価・進行管理

・計画の推進にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、成果目標の達成状況、施策の効果や課題等について、徳島県青少年健全育成審議会において意見をいただき、点検・評価を行います。また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化に対応した実効性のある計画を推進します。

○ 計画の見直し

・国の制度改正や社会経済の情勢、徳島県の青少年を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に反映します。

計画の成果目標

目標年度は令和8年度を基本としていますが、既存の国や県の他の計画と整合性を図る等の理由から、異なる目標年度を用いている数値目標もあります。これらの数値目標については、今後、他計画の策定状況や社会情勢の変化等に併せて、必要に応じて整合性を図ります。

基本目標Ⅰ 全ての青少年の健やかな育成

NO	事項	現状値	目標値
①	1日10分以上読書(新聞等を含む)をする児童生徒の割合	小学5年90.2% 中学2年80.9% (R2年度)	小学5年94% 中学2年89% (R4年度)
②	自己を肯定的に捉えている青少年の割合	57.3% (R3年度)	増加を目指す (R8年度)
③	徳島県青少年センター利用者数	—	10万人以上 (毎年度)

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

NO	事項	現状値	目標値
④	スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置 スクールカウンセラー(SC)拠点校数	SSW:25人 SC:87校 (R2年度)	SSW:26人 SC:96校 (R8年度)
⑤	認知されたいじめの解消状況	92.0%(徳島) 77.4%(全国) (R2年度)	全国平均以上を維持 (R8年度)
⑥	児童虐待による死亡事例	0件 (R2年度)	0件 (毎年度)

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

NO	事項	現状値	目標値
⑦	県審議会等に占める若年者委員(40歳未満)の割合	10.4% (R2年度)	15% (R4年度)
⑧	若者の対話の場への参加者数	724人 (R2年度)	1,000人 (R4年度)
⑨	将来も今の地域に住んでいたいと思う青少年の割合	40.1% (R3年度)	増加を目指す (R8年度)

基本目標Ⅳ 青少年の成長のための社会環境の整備

NO	事項	現状値	目標値
⑩	子育て支援パスポート事業協賛店舗数	1,160店舗 (R2年度)	1,240店舗 (R4年度)
⑪	放課後児童クラブ待機児童がいる市町村数	5市町村 (R2年度)	0市町村 (R8年度)
⑫	少年人口(14~19歳)1千人当たりにおける刑法犯少年の割合	1.7人/年(徳島) 2.6人/年(全国) (R2年)	全国平均以下を維持 (R8年)

基本目標Ⅴ 青少年の成長を支える担い手の養成・支援

NO	事項	現状値	目標値
⑬	子ども・若者総合相談センターが実施する支援者養成講座受講者数	81人 (R2年度)	800人(累計) (R8年度)
⑭	児童相談所職員の専門性強化研修の受講者数	235人 (R2年度)	250人(累計) (R4年度)
⑮	青少年育成のために顕著な活動を行った被表彰者数(団体を含む)	3件 (R2年度)	21件(累計) (R8年度)

※ ②⑨については、令和8年度に実施予定の「とくしまの青少年に関する意識調査」の結果により評価を行う。

用語解説

あ行

アワーケーション

「仕事（ワーク）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、地域などで仕事をしながら、休暇の時間を組み合わせる「ワーケーション」を徳島ならではのワーケーション＝「アワ（阿波）ケーション」として行うもの。

あわっ子文化大使

郷土徳島の文化や文化財について学び、ふるさとを愛し、大人になってからも、徳島の文化について誇りを持って、県内外で発信できる中学生を知事が認定するもの。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

インターンシップ

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

か行

学校サポーターズクラブ

小学校区または中学校区の地域の自治会、婦人会、青年団、老人クラブ、ボランティアグループ等の既存団体による連携、連合体を学校支援組織＝学校サポーターズクラブとして県教育委員会が認証するもの。

家庭の日

徳島県と青少年育成徳島県民会議では、昭和42年から毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、家族がお互いを理解し合える明るい家庭づくりを推進するようにしている。

家庭生活支援員

ひとり親家庭の親等が修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を終了し登録された者。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数。

こども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

子供・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されている「子ども・若者育成支援推進本部」が決定した、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針。

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の基本的枠組み整備と社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備を目的に、平成22年4月1日に施行された法律。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指すという、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校づくりの仕組み。

さ行

若年無業者（ニート）

15歳～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしておらず、職業訓練も受けていない者。

少年警察ボランティア

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）」に基づき県公安委員会の委嘱を受けた「少年指導委員」、警察署長から委嘱を受けた「少年補導員」等のほか、少年サポートセンター等に登録した「大学生ボランティア」などがあり、少年非行防止活動、立ち直り支援活動等にあたる。

少年サポートセンター

平成11年、深刻な状況にある少年非行に対処するため、警察本部内に設置された。少年相談、継続補導、被害少年への継続的支援、立ち直り支援、児童虐待対策のほか、広報啓発活動等に取り組んでいる。

新学校版環境ISO

学校での節電・ごみ分別・リサイクル活動の取組を地域に広げるとともに、学校外での環境美化活動や自然観察なども積極的に行い、環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させることを目的とした本県独自の認証システム。

スクールカウンセラー

児童生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、学校等へ配置・派遣される心理の専門家。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。

青少年育成徳島県民会議・市町村民会議

青少年が明日の郷土の担い手としての自覚を持ち、未来に向かって明るく成長するよう励まし、その健全な育成を図ることを目的とした民間主導の団体。昭和41年11月に「青少年育成徳島県民会議」が結成された。また、県内24市町村すべてに地域に根ざした活動を行うための、各市町村民会議が設置されている。

相対的貧困率

経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

た行

地域若者サポートステーション

働くことについて様々な悩みを抱えている若者に対し、就職に向けた支援を行う施設。

デュアルスクール

地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる本県発祥の「新しい学校のかたち」のこと。地方と都市、双方の視点を持った人材の育成はもとより、本社とサテライトオフィスを結ぶ新しい働き方や、二地域居住といったライフスタイルの促進にもつながる。

徳島県子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、教育、保健福祉・医療、矯正・更生保護、雇用等の子ども・若者支援の関係機関により構成された機関。

徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）

若者の就職支援をワンストップで行う施設。

な行

ニート（若年無業者）

15歳～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしておらず、職業訓練も受けていない者。

ニューノーマル

社会に大きな影響をもたらす変化が起こり、それまでとは異なる「新しい生活習慣」「新しい常態・常識」が定着すること。

は行

ひきこもり

様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

ひきこもり地域支援センター

ひきこもりの状態にある本人や家族の方が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたもの。センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、本人・家族への相談支援及び地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担う。

フィルタリング

インターネットを通じて公開されている情報を一定の基準に基づき選別することで、利用者が有害情報を閲覧・視聴することを制限する機能。

ペアレントメンター

発達障がいの子どもの持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う人。

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に、学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業(学童保育ともいわれている)を行っている場所。

ま行

マチ★アソビ

日本が海外に誇る文化資源「アニメ」を活用したマチ周遊型イベント。徳島市中心市街地を主な舞台として平成21年以来開催されている。

緑の少年隊活動

「緑の少年隊」は、次代を担う、児童・生徒の環境緑化や森林・林業に対する意思の醸成を図るために小学校や中学校に組織されている。主な活動は、森林での学習活動、地域の奉仕活動、レクリエーション活動など。

や行

ヤングケアラー

一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている児童(18歳未満の者)を指すものとされている。

ユニバーサルカフェ

子どもや高齢者、障がい者など、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、互いに支え・支えられる関係性を構築する福祉拠点。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめ保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成される児童福祉法に基づき設置された機関。

ら行

リカレント教育

自己実現やキャリアアップのために、生涯を通じて学び直しを行うこと。

アルファベット

AYA世代

Adolescent and Young Adult の略で、思春期、若年成人期の世代。就学、就労、妊娠等の多様なニーズに応じた医療が必要となる。

DV

ドメスティックバイオレンス。配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人など、親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

デートDVは結婚・同居していない若年層の恋人間におけるDVのことをいう。

DX

デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術の浸透により、既存の価値観や枠組みを変革していくこと。

GIGAスクール構想

児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

Society 5.0

革新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と同時に、様々な社会的課題の解決を図り、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を享受できる未来社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

STEAM教育

Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

数字

5G

第5世代移動通信システムのこと。4Gを発展させた「超高速」だけでなく、「多数接続」、「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム。

參考資料

1 「とくしま青少年プラン2022」の策定経過

令和3年	
3月4日	令和2年度第1回青少年対策本部幹事会 ・「徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画」の策定について
3月19日	令和2年度第2回青少年健全育成審議会 ・「徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画のあり方について」 知事が青少年健全育成審議会長に諮問 ・基本計画策定部会の設置
6月上旬～ 8月上旬	「とくしまの青少年に関する意識調査」の実施
8月5日	令和3年度第1回青少年健全育成審議会基本計画策定部会 ・「計画の構成」、「体系」、「基本理念」、「基本目標」審議
9月28日	令和3年度第2回青少年健全育成審議会基本計画策定部会 ・「中間とりまとめ案」審議
10月28日	令和3年度第1回青少年健全育成審議会 ・「中間とりまとめ案」審議、決定
11月22日	令和3年11月定例会 総務委員会(事前)へ「中間とりまとめ」報告
11月25日	令和3年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(事前) へ「中間とりまとめ」報告
11月26日～ 12月27日	「中間とりまとめ」に係るパブリックコメントの実施
令和4年	
1月27日	令和3年度第2回青少年健全育成審議会 ・パブリックコメントの実施状況報告、「答申案」審議
2月1日	青少年健全育成審議会長から知事に答申
2月7日	令和4年2月定例会 総務委員会(事前)へ「最終案」報告
2月9日	令和4年2月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(事前) へ「最終案」報告
3月3日	令和3年度第1回青少年対策本部幹事会(書面) ・「最終案」の審議
3月7日	令和3年度第1回青少年対策本部(書面) ・「最終案」の審議、決定

2 徳島県青少年健全育成審議会委員

令和3年12月1日現在

	氏 名	役 職
会 長	村澤 普惠	徳島大学医学部国際コーディネーター
副会長	村崎 文彦	徳島文理大学准教授
委 員	井貝 新吾	徳島県商工会青年部連合会理事
	泉 富士夫	徳島県PTA連合会顧問
	磯崎 瑛	公募委員
	大下 薫	県警察本部生活安全部少年女性安全対策課少年サポートセンター副所長
	大西 浩子	ガールスカウト徳島県連盟副連盟長
	岡田 利恵	徳島保護観察所保護観察官
	兼松 好恵	徳島市少年を守る母の会副会長
	川中 善暢	徳島市青少年育成補導センター所長
	阪根 健二	鳴門教育大学大学院特命教授
	佐々木 淑子	四国放送株式会社総務部主管
	佐藤 かおる	徳島労働局雇用環境・均等室長
	清水 友紀	徳島県青年国際交流機構会長
	高川 明美	臨床心理士
	武田 博史	県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室班長
	田中 伸一	株式会社ローソン営業本部中四国エリアサポート部参事
	中内 碧音	公募委員
	中東 勢治	徳島県高等学校PTA連合会会長
	中村 晃子	徳島県経営者協会理事
	中村 彰	日本放送協会徳島放送局企画編成部副部長
	西村 智子	弁護士
	姫田 知子	四国大学短期大学部講師
	藤田 純	徳島新聞社総務局付部長
	細川 智也	徳島県青年連合会会長
	松山 香苗	徳島青年会議所地域事業活性化委員会委員
村上 恵子	徳島家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
矢野 亜希子	徳島県BBS連盟理事	
山本 真由美	徳島大学大学院社会産業理工学研究部特任教授	
吉岡 利菜	公募委員	

※50音順 敬称略

3 徳島県青少年健全育成条例

昭和40年 7月19日条例第31号
最終改正 平成22年12月22日条例第50号

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条の4)
- 第1章の2 青少年の健全な育成に関する基本計画(第4条の5)
- 第2章 優良興行及び優良図書類の推奨等(第5条・第5条の2)
- 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止(第6条―第17条)
- 第4章 徳島県青少年健全育成審議会(第18条―第23条の2)
- 第5章 雑則(第23条の3・第23条の4)
- 第6章 罰則(第24条―第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者、関係職員及び地域住民の責務等を明らかにするとともに、基本計画の策定及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項等を定めることにより、施策を総合的に推進し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第2条 この条例は、前条の目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(基本理念)

第2条の2 青少年の健全な育成は、家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において、青少年が、社会の一員であることを自覚し、心身ともに健やかに成長するよう行われなければならない。

(県の責務)

第2条の3 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。
2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第3条 すべて県民は、基本理念にのっとり、青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るとともに、常に良い環境をつくることに努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、基本理念にのっとり、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、青少年を保護監督するものとする。
2 保護者のうち家庭を構成する者は、良好な家庭環境において、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(関係職員の責務)

第4条の2 警察官、少年補導職員、教職員、児童相談所の職員その他青少年の健全な育成に関する業務に従事する者(以下「関係職員」という。)は、基本理念にのっとり、青少年に対し常に懇切かつ誠意ある態度をもつて臨み、その信頼を得るよう努めなければならない。
2 関係職員は、基本理念にのっとり、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対し、適切な指導又は支援を行うとともに、互いに連携し、その健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第4条の3 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(青少年の自立)

第4条の4 青少年は、その発達段階に応じて、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、社会的に自立した個人として成長するよう努めなければならない。

第1章の2 青少年の健全な育成に関する基本計画

(青少年の健全な育成に関する基本計画)

第4条の5 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき青少年の健全な育成に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 優良興行及び優良図書類の推奨等

(定義)

第5条 この章、次章及び第6章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物を用いる。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、トランプ、手帳その他の刊行物、絵画、写真及び映写用のフィルム、録画テープ、フロッピーディスク、ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) がん具類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。
- (7) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (8) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (9) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行する文書その他の物品をいう。

(優良興行及び優良図書類の推奨)

第5条の2 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認められるときは、これを推奨することができる。

第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止

(夜間外出等の制限)

第6条 保護者は、正当な理由がある場合を除くほか、夜間(午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がないのに、夜間に保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 興行を業とし、若しくは主催する者(以下「興行者」という。)又は次に掲げる営業を営む者(以下「興行者等」という。)は、夜間に興行をし、又は当該営業を営む場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年が入場することができない旨を掲示するとともに、青少年をその興行又は営業の場所に入場させてはならない。
 - (1) 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業
 - (2) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業

(有害興行の観覧の制限)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。

- 2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、その興行者に対する通知をもつて告示に代えることができる。
- 3 興行者は、第1項の規定により指定を受けた興行については、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年が観

- 覧することができない旨を掲示するとともに、青少年にその興行を観覧させてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定により指定をした興行の内容が同項に規定する指定の理由を有しなくなつたと認められるときは、当該指定を取り消さなければならない。
 - 5 第2項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。
 - 6 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた興行を観覧させないように努めなければならない。

(有害図書類の販売等の制限)

- 第8条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、青少年に閲覧させ、又は視聴させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該図書類を有害図書類に指定することができる。
- 2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによつて行ふものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)に対する通知をもつて告示に代えることができる。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定があつた図書類とみなす。
 - (1) 書籍又は雑誌であつて、別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)を掲載するページ(表紙を除く。以下同じ。)の数が、10ページ以上あるもの(当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
 - (2) 別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵
 - (3) 次のいずれかに該当する録音テープ、フロッピーディスク、ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されているもので機器を使用して当該映像が再生されるもの(以下「録画テープ等」という。)
 - イ 別表第一に定める姿態又は行為を描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)の描写の時間が、合わせて3分を超えるもの(当該録画テープ等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)又は連続して3分を超えるもの(映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。)
 - ロ 別表第一に定める姿態又は行為を描写した場面の数が、10場面以上あるもの(当該録画テープ等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)又は当該録画テープ等の場面の総数の5分の1以上を占めるもの
 - ハ 録画テープ等の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めたもの
 - (4) 図書類であつて、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの(当該図書類の内容が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)
- 4 知事は、前項第3号ハの指定をしたときは、当該指定をした団体の名称及び当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた録画テープ等についてその旨を表示する方法を告示するものとする。
 - 5 図書類取扱業者は、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた図書類(第3項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる図書を含む。以下「有害図書類」という。)の販売、頒布、贈与、交換若しくは貸付け(次項及び第13条の4第1項において「販売等」という。)をし、又はこれらのものを閲覧させ、若しくは視聴させてはならない。
 - 6 何人も、青少年に対し、有害図書類の販売等をし、又はこれらのものを閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。
 - 7 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列する場合は、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置いた上で、当該有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に青少年には有害図書類の販売等をするすることができない旨を掲示しなければならない。
 - 8 知事は、前項の規定に違反している者に対して、有害図書類の陳列方法の改善又は同項に規定する掲示を行うことを勧告することができる。
 - 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第9条 削除

(有害広告物の掲示の制限等)

- 第10条 知事は、広告物の形態又は内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該広告物の全部又は一部を有害広告物に指定することができる。
- 2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによつて行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、その広告主又は管理者に対する通知をもつて告示に代えることができる。
 - 3 広告物の広告主又は管理者は、第1項の規定により指定を受けた広告物を掲示し、又は表示してはならない。
 - 4 第1項の規定により指定される以前に掲示し、又は表示された広告物について同項の規定による指定があつたときは、その広告主又は管理者は、遅滞なく、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置をとらなければならない。

- 5 知事は、第3項の規定に違反して掲示し、若しくは表示された広告物があるとき、又は前項の規定に違反して必要な措置がとられていない広告物があるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(有害広告文書等の頒布の制限等)

- 第10条の2 知事は、広告を目的とする文書、図画その他の物品(以下「広告文書等」という。)の形態又は内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該広告文書等を有害広告文書等に指定することができる。
- 2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該広告文書等の広告主に対する通知をもつて告示に代えることができる。
- 3 図書類又はがん具類(以下「図書類等」という。)に係る広告文書等であつて、別表第1に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するものは、第1項の規定による指定があつた広告文書等とみなす。
- 4 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 第1項の規定により指定を受けた広告文書等(前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる広告文書等を含む。以下「有害広告文書等」という。)を青少年に頒布すること。
- (2) 有害広告文書等を青少年が居住する住居へ頒布すること(規則で定める方法による場合を除く。)
- (3) 有害広告文書等を次に掲げる施設の敷地内において頒布すること。
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- ロ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ハ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- (4) 有害広告文書等を頒布を目的として置くこと。
- 5 警察官は、前項第4号の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対して、当該違反行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。
- 6 知事は、広告文書等の広告主若しくはその者から広告の委託を受けた者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者が第4項第4号の規定に違反したときは、当該広告文書等の広告主に対して、当該有害広告文書等の除去を命ずることができる。

(適用除外)

- 第10条の3 第10条第3項から第5項まで並びに前条第4項第4号、第5項及び第6項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に、有害広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくは有害広告物が掲示され、若しくは表示されている場合又は有害広告文書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくは有害広告文書等が頒布を目的として置かれている場合には、適用しない。
- 2 第10条第3項から第5項まで並びに前条第4項第4号、第5項及び第6項の規定は、第6条第3項の規定により青少年の入場が禁止されている興行若しくは営業の場所又は第7条第3項の規定により青少年の観覧が禁止されている興行の場所に、有害広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくは有害広告物が掲示され、若しくは表示されている場合又は有害広告文書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくは有害広告文書等が頒布を目的として置かれている場合には、当該入場又は観覧が禁止されている間、適用しない。

(有害がん具類の販売等の制限)

- 第11条 知事は、がん具類の構造若しくは機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又はその形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該がん具類を有害がん具類に指定することができる。
- 2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該がん具類の販売を業とする者に対する通知をもつて告示に代えることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するがん具類は、第1項の規定による指定があつたがん具類とみなす。
- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、別表第2に定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着
- 4 がん具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定を受けたがん具類(前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。)を青少年に販売し、又は譲渡してはならない。
- 5 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害がん具類を所持させないように努めなければならない。

(自動販売機による販売の自主規制)

- 第11条の2 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのないように、自動販売機に収納する物品、自動販売機の設置場所及び営業時間等について、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(有害図書類等の自動販売機への収納の禁止等)

第11条の3 図書類等の販売又は販売の管理を業とする者は、有害図書類又は有害がん具類(以下「有害図書類等」という。)を自動販売機に収納してはならない。

2 図書類等の販売又は販売の管理を業とする者は、自動販売機に現に収納している図書類等が有害図書類等となつたときは、直ちに当該有害図書類等を自動販売機から除去しなければならない。

3 知事は、前2項の規定に違反して有害図書類等が自動販売機に収納されているときは、当該有害図書類等の販売又は販売の管理を業とする者に対して、当該有害図書類等を自動販売機から除去するよう命ずることができる。

4 図書類等を販売する自動販売機の所有者及びその設置場所の提供者は、当該自動販売機に有害図書類等が収納されていることのないように必要な措置を講じなければならない。

(自動販売機管理者の設置)

第11条の4 図書類の販売を業とする者は、自動販売機により図書類を販売する場合においては、当該自動販売機ごとに、前条第2項に規定する義務を確実に履行することができる者として規則で定めるもの(以下「自動販売機管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自動販売機管理者を置かないで当該義務を確実に履行することができることと知事が認める自動販売機については、この限りでない。

(図書類等を販売する自動販売機の設置等の届出)

第11条の5 図書類等の販売を業とする者は、図書類等を販売する自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所
- (2) 自動販売機管理者を置くべき場合にあっては、その者の住所及び氏名
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所を変更しようとするとき。
- (2) 自動販売機管理者を変更しようとするとき。
- (3) その他規則で定める場合に該当するとき。

3 第1項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 自動販売機管理者の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (2) 自動販売機の使用を廃止したとき。
- (3) その他規則で定める場合に該当するとき。

4 図書類の販売を業とする者が前3項の規定による届出をするときには、届出書に規則で定める書類を添付しなければならない。

(図書類を販売する自動販売機への表示)

第11条の6 図書類の販売を業とする者は、自動販売機により図書類を販売する場合においては、当該自動販売機の見やすい箇所に、住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)その他の規則で定める事項を表示しておかなければならない。

(適用除外)

第11条の7 第11条の3から前条までの規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に、自動販売機が設置されている場合又は自動販売機を設置しようとする場合には、適用しない。

2 第11条の3の規定は、第6条第3項の規定により青少年の入場が禁止されている興行若しくは営業の場所又は第7条第3項の規定により青少年の観覧が禁止されている興行の場所に自動販売機が設置されている場合には、当該入場又は観覧が禁止されている間、適用しない。

(質物の受入れの制限)

第12条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるとき、その他やむを得ない正当な理由があると認められるときはこの限りでない。

(古物の買受け等の制限)

第13条 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、同条第1項に規定する古物(古書籍を除く。)を青少年から買い受け、その販売の委託を受け、又はこれを青少年との間において交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるとき、その他やむを得ない正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(テレホンクラブ等営業の利用の防止の努力義務)

第13条の2 何人も、テレホンクラブ等営業を青少年に利用させないように努めなければならない。

(テレホンクラブ等営業所の広告物の掲示の制限等)

第13条の3 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所(以下「テレホンクラブ等営業所」という。)の所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードを販売する自動販売機の設置場所(以下「テレホンクラブ等営業所の所在地等」という。)に係る広告物を掲示し、又は表示してはならない。ただし、テレホンクラブ等営業所の外周に広告物を掲示し、又は表示する場合については、この限りでない。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) テレホンクラブ等営業所の所在地等を記載した広告文書等(以下「テレホンクラブ等広告文書等」という。)を青少年に頒布すること。
- (2) テレホンクラブ等広告文書等を青少年が居住する住居へ頒布すること(規則で定める方法による場合を除く。)
- (3) テレホンクラブ等広告文書等を第10条の2第4項第3号イからニまでに掲げる施設の敷地内において頒布すること。
- (4) テレホンクラブ等広告文書等を頒布を目的として置くこと。

3 警察官は、前2項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対して、当該違反行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(利用カードの販売の制限等)

第13条の4 何人も、青少年に対し、利用カードの販売等をしてはならない。

2 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機(青少年が利用カードを購入できない措置が講じられている自動販売機を除く。次項及び第27条第6号において同じ。)に収納してはならない。

3 徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、前項の規定に違反して利用カードが自動販売機に収納されているときは、当該利用カードの販売を業とする者に対して、当該利用カードを自動販売機から除去するよう命ずることができる。

(利用カードを販売する自動販売機の設置等の届出)

第13条の5 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを販売する自動販売機(青少年が利用カードを購入できない措置が講じられている自動販売機に限る。以下この条及び次条において同じ。)を設置しようとするときは、自動販売機を設置する日の10日前までに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び電話番号並びに代表者の住所、氏名及び電話番号)
 - (2) 自動販売機の設置場所
 - (3) 自動販売機の形式及び製造番号
 - (4) 自動販売機の使用を開始する年月日
- 2 前項の規定による届出をした者は、自動販売機の設置場所を変更しようとするときは、変更後の自動販売機の設置場所に自動販売機を設置する日の10日前までに、公安委員会にその旨を届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、同項第1号若しくは第3号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機の使用を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止をした日から10日以内に、公安委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出をするときには、届出書に公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(利用カードを販売する自動販売機への表示)

第13条の6 利用カードの販売を業とする者は、自動販売機により利用カードを販売する場合には、当該自動販売機の見やすい箇所に、住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び電話番号並びに代表者の住所、氏名及び電話番号)を表示しておかなければならない。

(適用除外)

第13条の7 第13条の3(第2項第1号から第3号までを除く。)、第13条の4(第1項を除く。)、第13条の5及び前条の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に、テレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくはテレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物が掲示され、若しくは表示されている場合、テレホンクラブ等広告文書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくはテレホンクラブ等広告文書等が頒布を目的として置かれている場合又は自動販売機が設置されている場合若しくは自動販売機を設置しようとする場合には、適用しない。

2 第13条の3(第2項第1号から第3号までを除く。)及び第13条の4(第1項を除く。)の規定は、第6条第3項の規定により青少年の入場が禁止されている興行若しくは営業の場所又は第7条第3項の規定により青少年の観覧が禁止されている興行の場所に、テレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物を掲示し、若しくは表示しようとする場合若しくはテレホンクラブ等営業所の所在地等に係る広告物が掲示され、若しくは表示されている場合、テレホンクラブ等広告文書等を頒布を目的として置こうとする場合若しくはテレホンクラブ等広告文書等が頒布を目的として置かれている場合又は自動販売機が設置されている場合には、当該入場又は観覧が禁止されている間、適用しない。

(いん行及びわいせつな行為の禁止)

第14条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え又は見せてはならない。

(いれずみを施す行為等の禁止)

第14条の2 何人も、青少年に対し、いれずみを施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、いれずみを勧誘し、若しくは強要し、又は周旋してはならない。

(有害医薬品等の勧誘等の禁止)

第14条の3 何人も、青少年に対し、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有する医薬品その他これらの作用を有するものとして知事が定めるもの(以下「有害医薬品等」という。)の不健全な使用を勧誘し、又は強要してはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行なうことを知つて、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) いん行又はわいせつな行為
- (2) いれずみを施す行為
- (3) 有害医薬品等を不健全に使用する行為
- (4) 飲酒又は喫煙

(インターネット利用環境の整備)

第15条の2 保護者及び青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。
- 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングに係る情報その他必要な情報の提供に努めなければならない。

第16条 削除

(立入調査)

第17条 知事の指定した者は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、興行者等の興行若しくは営業の場所、図書類取扱業者の営業の場所、がん具類の販売を業とする者の営業の場所又は質屋若しくは古物商の営業の場所に、営業時間内において、立ち入つて調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。

- 2 前項の規定による立入調査は、必要最小限度において行なうべきであつて、正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 知事の指定した者は、第1項の立入調査に際しては、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4章 徳島県青少年健全育成審議会

(審議会の設置)

第18条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、徳島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第19条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年の活動に関係を有する者
- (3) 業界に関係を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(審議会の会長)

第20条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の委員の任期)

第21条 第19条第1号から第3号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議会の議事の手続)

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第23条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会の会議に諮つて指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつて定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(審議会への諮問等)

第23条の2 知事は、第5条の2の推奨、第7条第1項の指定、同条第4項の指定の取消し、第8条第1項の指定、同条第3項第3号ハの指定、第10条第1項の指定、第10条の2第1項の指定又は第11条第1項の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項本文の推奨、指定又は指定の取消しをしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

第5章 雑則

(指定等の申出)

第23条の3 何人も、第7条第1項、第8条第1項、第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第11条第1項の規定による指定又は第5条の2の規定による推奨をすることが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に申し出ることができる。

(規則への委任)

第23条の4 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第14条の2第1項又は第2項の規定に違反した者

(3) 第15条第1号又は第2号の規定に違反した者

第25条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第5項の規定に違反した者

(2) 第11条第4項の規定に違反した者

(3) 第11条の3第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類等を自動販売機に収納していた者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第9項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第5項の規定による措置命令に従わなかった者

(3) 第10条の2第6項の規定による命令に従わなかった者

(4) 第11条の3第3項の規定による命令に従わなかった者

(5) 第13条の4第1項の規定に違反した者

(6) 第13条の4第2項の規定に違反して利用カードを自動販売機に収納していた者

(7) 第13条の4第3項の規定による命令に従わなかった者

第28条 第14条の3の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項の規定に違反した者
- (2) 第6条第3項の規定に違反して青少年を興行又は営業の場所に入場させた者
- (3) 第7条第3項の規定に違反して有害興行を観覧させた者
- (4) 第10条の2第4項第1号から第3号までの規定に違反した者
- (5) 第10条の2第5項の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第11条の5第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第12条の規定に違反した者
- (8) 第13条の規定に違反した者
- (9) 第13条の5第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (10) 第17条第1項の規定による調査若しくは資料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第3項の規定に違反して掲示をしなかつた者
- (2) 第7条第3項の規定に違反して掲示をしなかつた者
- (3) 第11条の6の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (4) 第13条の6の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

第31条 第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第24条又は第25条の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第24条から第30条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第33条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則 略

別表第1(第8条、第10条の2関係)

1 姿態

全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- イ 女性がふとももを開いた姿態
- ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
- ニ 自慰の姿態
- ホ 女性の排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態

2 行為

性行又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれを連想させる行為
- ロ 強姦その他のりよう辱の行為
- ハ 同性間の行為
- ニ 変態性欲に基づく行為

別表第2(第11条関係)

- 1 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- 2 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着が可能な構造を有するもの
- 3 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

4 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)
第三章	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援(第十五条—第二十五条)
第四章	子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)
第五章	罰則(第三十四条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六條 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八條 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九條 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十條 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一條 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣

- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。